

令和6年度

貞静学園短期大学
自己点検・評価報告書

令和7年6月

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	2
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	8
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	1 1

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	1 5
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	2 9

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	4 9
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	5 7
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	6 1
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	6 6
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	7 7

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

学校法人貞静学園は、初代理事長高橋マキが海外の教育事情を視察した結果、「人間の幸福は女性の手に託されている」という信念のもと、昭和 5（1930）年に東京都文京区に創立された。その後、保姆養成所と幼稚園の設立を経て、幼稚園教員養成機関（昭和 30 年文部省指定）と保母資格も併せて取得できる機関（昭和 44 年厚生省指定）として専門学校の認可を受けて 80 年近くにわたり 7,035 名の保育者を輩出してきた。平成 21（2009）年 4 月には保育を取り巻く環境の変化を鑑み、変化の著しい現代の社会に貢献できる、より資質と能力の高い心豊かな人材の育成を目指して保育学科単科の短期大学を開学したが、それまでの校訓であった「至誠、和敬、慈愛」を建学の精神として引き継ぎ、学生の指導にあたっている。

本学の建学の精神は「至誠一心から誠実・真摯に人と向き合う」「和敬一人を敬い人と協調して行く」「慈愛一人やものを慈しみ愛する」である。これを基盤として、「これからの社会に貢献できる、人間性豊かな知性と教養ある人材の育成」を教育の理念としている。また、「幼児教育・保育の特殊性・専門性を兼ね備えた柔軟性のある保育者養成」を教育目的と定め、「論理的・科学的思考能力と実践力を涵養する教育研究を行う」ことを教育目標としている。これらの理念は、教育基本法第 6 条の「法律に定める学校は、公の性質を有するもの」であり、また、私立学校法第 1 条の「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」の目的に合致しており、法に基づいた公共性を有しているものである。

建学の精神の底流にあるのは「心の教育」であり、教育課程をはじめとして日常生活全般において、職場・社会で相手の立場に立ったものの見方・考え方ができる人材の育成を目指して徹底した学生指導・支援体制を組んでいる。

建学の精神や教育理念は、教職員や学生のみならず、高校生や保護者、そして高等学校教員にも理解されるように、キャンパスガイド（学校案内）、定期刊行物「貞静だより」等の印刷物をはじめ、貞静学園短期大学公式ウェブサイト、高等学校教員対象の進学説明会、オープンキャンパス、入学前オリエンテーション等の様々な機会を通じて、学内外に広く表明してステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。

学生は、入学式当日に配布される「学生便覧」をもとに、入学後の多種にわたるガイダンス

スにより、本学の歴史と建学の精神と教育の理念・教育目的の理解を深めている。

また、入学後のガイダンス、ホームルーム、そして令和元（2019）年度より1年次に開講されている「キャリア教育」の授業において、主体的に建学の精神を日常生活に反映させることができるように周知徹底が図られている。

学長は、「キャリア教育」の授業においても、建学の精神と教育の理念に基づき、学生に人間教育と専門的知識の習得のために勉学に励み、保育者として相手の立場に立ったものの見方・考え方ができるように指導している。

また、学長は全教職員が建学の精神を礎とした教育活動と学生支援を行っていくために、各種委員会や教授会に限らず、入学式式辞や卒業式式辞、年度初めの非常勤講師を含めた全教職員を対象とした新年度教員オリエンテーションにおいても、共通理解を持った指導について確認している。令和6（2024）年度卒業式では、卒業生の歩みを式辞の中で振り返り「至誠・和敬・慈愛」に通じる行動であったことを具体的に述べ評価した。

本学の玄関には建学の精神「至誠、和敬、慈愛」の額を掲示して、教職員や学生が日常的に建学の精神を意識して教育や学習に取り組めるようにしている。また、校歌にも「至誠の光」「和敬の思」「慈愛の泉」と建学の精神がうたわれており、校歌の歌唱を通して建学の精神を学んでいる。

本学は令和元（2019）年に短期大学創立10周年を迎えて10年史である「貞静学園短期大学開学10年のあゆみ 10th anniversary」を編纂した。教職員や学生への配布のみならず、関係各所に寄贈して本学の建学の精神ならびに開学の歴史を広く周知している。平成23（2011）年に作成された貞静学園80年史と共に附属図書館で閲覧できるようになっており、これらの記念史は学生や教職員にとっても、本学の歴史を踏まえて建学の精神を理解するうえで貴重な資料となっている。

また、子どもや家庭を取り巻く環境が変化し、子どもや家庭の問題が多様化・複雑化する昨今において、保育者には多大な期待が寄せられている。その期待に応えるためにも、学生が本学の建学の精神の理解を深め、日常的に建学の精神を実践していく重要性について教職員間で共有して学生指導にあたっている。

学生の学習成果を焦点にした充実・向上のためには、建学の精神、教育の目的・教育目標及び三つの方針との関連性の検証が前提となる。本学では、様々な機会を通して高等学校の教員や近隣、幼稚園・保育所・施設関係者、保護者からの意見等を聴取し、その内容は教授会において教職員で共有して本学の改善・改革に活用している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では地域貢献として、地域居住者の生涯学習事業に主眼を置いた本学主催の公開講座を開講している。文京区、そして「文京区アカデミー推進計画」構想を実現している公益財団法人文京アカデミーとの共催事業として、保育学科の独自性を活かした「子どもアカデミア講座」で幼児から小学生とその親子で参加できる造形や運動講座を開講している。

本学独自の「楽しい生け花」、「楽しいフラダンスレッスン」等、文化芸術の内容も前期・後期に継続的に開講し、公開講座の受講生が学びの成果を本学の大学祭に発表していただくことでイベントの活性化につながっている（表 I-1）。

表 I-1 令和 6（2024）年度 公開講座一覧表

期	講座名	講師	回数	日程	受講者数
前期	楽しい生け花	塩田由美子	8	5/7（火）～ 7/2（火）	13名
	楽しいフラダンスレッスン	菅原和美	10	5/10（金）～ 7/19（金）	12名
	ココロのアトリエ	森田信子	3	5/25（土）6/1（土）6/15（土）	10組（親子）
	ハッピーを引き寄せるカラーボトルを親子で作ろう！	森田信子	1	7/24（水）	16組（親子）
	バランスの達人	岩井幸博	1	8/5（月）	20名
後期	楽しい生け花	塩田由美子	8	10/1（火）～12/3（火）	14名
	楽しいフラダンスレッスン	菅原和美	10	10/11（金）～ 12/13（金）	12名
	親子で楽しもう！運動遊び	岩井幸博	1	2/17（土）	15組（親子）

また、産学官連携としては、文京区と平成 24（2012）年 9 月に「災害時における妊産婦・乳児支援に関する相互協定」を締結しており、災害発生時、本学に「母子救護所」を設置して、地域の母子に安全と安心を提供する体制を整備している。常時、学内には文京区からの災害時備蓄品を保管するとともに自家発電装置と非常用電源を設置して分娩にも対応できる体制をとり、保育学科という専門性を活かして人的・物的資源からも貢献することを目指している。

さらに、文京区が文京区社会福祉協議会と協力して実施している「文京区子育てサポーター認定制度」において、「子育て支援員基本研修」を文京区と協定を締結している（表 I-2）平成 27（2015）年度より本学教員が保育・福祉・心理面の講義・演習を担当し、子育てサポーターとして地域の子育てに活躍できる人材の育成に協力している。

なお、令和 2（2020）年度までは 1 年に 2 回の開催であったが、文京区からの要請により令和 3（2021）年度は 3 回、令和 4（2022）年度以降は 4 回の開催となっている。

表 I-2 令和 6 (2024) 年度 子育て支援員基本研修一覧表

開催日時	会場	内容	受講者数
5/11 (土)・5/12 (日) 9:30~16:30	貞静学園短期大学	① 子ども・子育て家庭の現状 ② 子ども家庭福祉 ③ 子どもの発達 ④ 保育の原理 ⑤ 対人援助の価値と倫理 ⑥ 児童虐待と社会的養護 ⑦ 子どもの障害 ⑧ 総合演習	19 名
7/27 (土)・7/28 (日) 9:30~16:30			15 名
10/23 (水)・10/24 (木) 9:30~16:30			9 名
2/1 (土)・2/2 (日) 9:30~16:30			12 名

平成 25 (2013) 年には文京区と研究等の相互協力に関する協定を締結し、本学の学術研究の発展及び人材育成の充実と、それを活かした文京区の地域社会の発展を目的として、文京区内の児童館へ教員が出張し学齢前・学齢児の作品づくりや理科教育等の指導を行っている。また、本学附属図書館を地域住民に開放しており、社会貢献活動の一環となっている。

平成 29 (2017) 年度より東京都保育人材・保育所支援センターからの要請を受け、「保育の仕事職場体験事業」として東京都内在住の高校生を対象とした保育施設での職場体験に向けた事前オリエンテーションを本学と国立オリンピック記念青少年総合センターで行っている。

毎回、参加者は 100 名を越えており、本学の教員が、保育士の仕事の魅力や子どもたちとの関わり方・体験先でのマナー等についての説明を行い、高校生が保育士の仕事に理解と興味を深めることを目的とした支援を実施している。

毎年 12 月に開催される学習発表会を兼ねた大学祭では、保育学科ならではの趣向を凝らした企画により、毎年 2 日間で約 1,000 名の来学者を迎えている。近隣及び実習先の幼稚園・保育所・福祉施設等へ呼びかけて、開催中は学生の学習発表や展示を行うほか、子どもたちが楽しめる参加型の遊びスペースにおいて、保育学科の学生が遊びを提供している。

毎年、親子連れや近隣の保育園児で賑わい、学生にとっては幼児と関わる環境設定の学習と実践の場となっている。なお、卒業生も多数参加し、旧交を温める場ともなっている。

また、平成 28 (2016) 年度より、文京区内の障害者施設で作られた自主製品等の販売協力 (文京区ハートフル工房 in 貞静) も行っている。開催に際して施設職員や利用者の方と準備や片付けを通して学生が多くのことを学ぶ機会となっている。さらに、サークル活動の一環として、子ども虐待防止を呼びかける「学生によるオレンジリボン運動」の全国大会の参加活動は大学祭でもパネル展示で発表され、自作のオレンジリボンを配布して子どもの虐待の現状と支援を伝えている。

学生の社会活動であるボランティア活動は、本学が掲げる学習成果を獲得するうえでも重要な主体的活動と位置づけ、学外におけるボランティア活動を学生に奨励している。年々ボランティア活動も盛んになり、次のような様々な活動が定着して幅広い地域貢献となっている。

(1) 1年次夏季休業中の保育ボランティア

実習に先立ち、1年生全員が7～8月に幼稚園・保育所・施設等で1日8時間程度、約5日間のボランティア活動を行っている。令和元（2019）年度より「キャリア教育」として組み込まれ、「教育実習事前事後の指導」の授業科目担当者が中心となって担い、実践的な知見を身につけるとともに実習への動機づけとして取り組んでいる。

(2) 東京都障害者スポーツ大会

毎年5～6月に駒沢オリンピック公園他で開催される東京都障害者スポーツ大会には、本学保育学科の学生が、学生ボランティアとして積極的に参加している。

実施会場では各競技の審判補助や選手の誘導等の競技運営に関する業務や、ゴール後の誘導、会場内の誘導、受付業務等のサポートを担当し、障害者と共に、相互に支え合う体験を通して福祉について学ぶ貴重な機会となっている。

入学後間もない時期でのボランティア活動ではあるが、障害者への支援に対する勉学意識を高め、障害者とかわる職業を将来の選択肢として考える学生も少なくない。

令和2、3年度は、コロナ禍のために中止となったが、令和4（2022）年度に再開し、令和6年度は30名の学生の参加があった。（表I-3）

表I-3 令和6（2024）年度 東京都障害者スポーツ大会一覧表

開催日時	会場	内容	参加学生数
5/25（土）	駒沢オリンピック公園陸上競技場	陸上・球技	7名
5/26（土）	駒沢オリンピック公園陸上競技場	陸上	7名
6/1（日）	駒沢オリンピック公園陸上競技場	陸上	16名

(3) 町内会のハロウィンイベント

本学が所在する地域で毎年開催されるハロウィンイベントに、本学学生が子どもたちのグループ班長・引率・会場設営・受付・誘導等を担当するボランティア活動に参加している。本学から教員も参加して指導にあたっている。

令和2（2020）、3（2021）年度については、コロナ禍のために中止となったが、令和4（2022）年度から再開し、2023年度は11月5日（日）に小日向台町小学校を本部会場として再開し、1年学生が18名、2年学生が12名参加した（表I-4）。

(4) 「学生によるオレンジリボン運動」のボランティア

ゼミナール学生を中心として、虐待防止に向けた活動に多数の学生が参加している。

平成28（2016）年度から現在に至るまで子ども虐待防止活動のボランティアを継続しており、学生によるオレンジリボン実施校として、その活動報告書は厚生労働省のホームページに掲載されている（表I-4）。

(5) 大塚警察防犯ボランティア参加

本学は警視庁・大塚警察署と平成30（2018）年に「災害及び防犯ボランティアに関する協定を締結している。

それ以前には平成 28 (2016) 年に、本学の最寄り駅である丸ノ内線茗荷谷駅構内において、電車内における痴漢撲滅のためのチラシを大塚警察署の防犯担当者と共に配布するボランティア活動を行っている。

令和 2(2020)、3(2021)年度については、コロナ禍のために行われなかったが、令和 5(2023)年度は、10月17日(火)に学生3名が参加した(表 I-4)。

表 I-4 令和 6 (2024) 年度 ボランティア活動状況一覧表

No.	月 日	内 容	参加人数	場 所
1	5/25 (土) 5/26 (日) 6/1 (土)	東京都障害者スポーツ大会	30	駒沢オリンピック公園陸上競技場
3	7/20(土)	近隣町会合同の盆踊り祭りのボランティア	13	茗荷谷町会界限
4	10/17 (火)	大塚警察:地域安全運動(痴漢撲滅等)の一環として茗荷谷駅でのティッシュ配りのボランティア	30	茗荷谷駅
5	11/2(土)	茗荷谷町会ハロウィンイベント (雨天のため中止)	30	茗荷谷町会界限

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神である「至誠・和敬・慈愛」について、新入学生に周知させて日常生活の様々な場面で実行できるように全教職員で指導にあたっている。今後の課題としては、学生が建学の精神に則った行動をより確実に身につけ、卒業後も継続的に実践できるように、建学の精神の理解を周知徹底する具体的な方策を立てて、教育活動を進めていくことである。そのためには入学式・卒業式での式辞、キャリア教育における講話を通して理解を深めていくことと、授業や実習、大学生生活のあらゆる場面で建学の精神を主体的に反映できるよう、日々の学生の行動と具体的な支援内容について日常的に教員間で対話を通して共有し、指導にあたることである。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

建学の精神や教育の理念に則った、真に社会に役立つ幅の広い心豊かな柔軟性のある人材を目指して、学生が履修した科目を有機的に結び付ける授業として、危機管理教育等の「キャリア教育」を開講している。学長はキャリア教育において建学の精神についての講話を行っており、学生は建学の精神に基づいた自身の生活態度を振り返る機会としている。

毎授業後振り返りを行い、学長は学生があげた事例や感想について紹介し、さらに理解を深めるための問題提起と補足・説明を行っており、人材養成の目的の中に、建学の精神と教育目的・目標を含めて学生が認識できるようにしている。

その他、保育者としての資質向上を目的とした学園行事(洋食・和食マナー研修、学外宿泊研修、体育祭、日本赤十字社幼児安全法、日本赤十字社献血セミナー)や本学独自の教員

と学生が一体となって取り組む活動（EXPO TEISEI:大学祭・学習発表会）においても、様々な教育活動を取り入れて、建学の精神の啓発に取り組んでいる。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育理念は、学則第1条に定められており、「建学の精神に基づき、これからの社会に役立つ人間性豊かな知性と教養ある人材の育成」である。また、同第2条で教育目的を「幼児教育・保育の特殊性・専門性を兼ね備えた柔軟性のある保育者養成」と定め、その目的実現のため「論理的・科学的思考能力と実践力を涵養する教育研究を行う」ことを教育目標にしている。

この教育目的・目標は、本学開学時の「設置の趣旨」にも「日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭と保育現場から捉え、乳幼児期の家庭の躰が、その人間の一生を左右するほど重要なことを認識し、家庭と保育現場の双方の連帯関係の重要性という視点に立ち、保育の重要性とともに家庭教育の重要性をも視野に入れた学問の教授を展開することにより、真に社会に役立つ幅の広い柔軟性のある人材の養成をめざす」と明確に示されている。

建学の精神と教育目的・目標は、令和6(2024)年度 貞静学園短期大学公式ウェブサイトで広く学内外に向けて表明している。また、年間19回開催したオープンキャンパスでは参加した高校生やその保護者へ、6月に開催した進学説明会では高等学校教員へ、さらに後援会総会等の機会を通じて在学生の保護者に対して、学長から建学の精神とともに教育目的・目標が発信され、ステークホルダーが認識し理解できるような取り組みが確立している。

入学予定者には、3月に行われる入学前オリエンテーションにおいて、建学の精神に基づいた教育理念である「社会に役立つ人間性豊かな知性と教養ある人材」について学長から講話があり、予め教育目的・目標が理解できるように配慮されている。また、入学式では学長式辞によって入学者と保護者にも教育目的・目標は伝えられている。年度初めのオリエンテーションでは「学生便覧」や「シラバス」等を配布し、学科長、クラス担任（以後「担任」と略記）、事務局の教務課・学生課職員が協力して教育目的・目標についての詳細な説明を行い、周知徹底を図っている。

さらに、1年次に通年必修科目として開講している本学独自の科目「キャリア教育」では、シラバスに明確に記載されているように建学の精神、本学での学びの動機づけとキャリア形成、受講態度や学外での実習・研修においてのマナー、社会人として知っておか

なければならない心得についての授業があり、学生は本学の教育目的・目標についての理解を深める大切な機会となっている。教授会や各種委員会をはじめ、教員の打ち合わせにおいても、教育目的・目標を念頭に置いた教育活動についての議論を重ねている。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成については、就職先アンケートや就職先訪問をはじめ、教員が訪問する高等学校の教員並びに実習先の担当者からの情報を集め、報告書を作成して定期的に検討している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学生が卒業時に獲得できる学習成果は、学則第 1 章第 1 条の建学の精神と、同第 2 条の教育の目的・目標を踏まえて、広い保育学の知識と優れた保育の技能ならびに保育対象者への深い思いやりや気配りなど保育者にふさわしい豊かな人間性と柔軟な思考などを備えた人材となることとして定めた。

令和元 (2019) 年度に建学の精神に基づき、学習成果を三つの方針 (「入学者受入れの方針 (アドミッションポリシー)」(以下「入学者受入れの方針」と表記)、「教育課程編成・実施の方針 (カリキュラムポリシー)」(以下「教育課程編成・実施の方針」と表記)、「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマポリシー)」(以下「卒業認定・学位授与の方針」と表記)) と関連づけて、専門的学習成果と汎用的学習成果の両面から学習成果を定めた。

学習成果に対応した「卒業認定・学位授与の方針」を受け、シラバス上には各科目レベルで設定した学習成果を到達目標として具体的に示している。さらに令和 2 (2020) 年度からはシラバスに学習成果の該当番号欄を追加して、学生が授業を履修することにより獲得できる学習成果を科目ごとに明確に示している。学習成果については学生便覧や公式ウェブサイトにも掲載して周知を図り、オープンキャンパスに参加した高校生や保護者に向けても、学生による発表等を通して本学の学習成果を学内外に広く表明している。

学習成果は、本学のアセスメントポリシーに基づき、科目レベルとしては個人成績評価、GPA 値、授業評価アンケートから、また、教育課程及び機関レベルとしては短期大学基準協会短大生調査、免許や資格の取得率、資格を活かした保育の専門的な職業への就職率等によって、具体的かつ明確に確認している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連づけて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学は学則第1章第1条に規定されているように、「幼児教育・保育の特殊性、専門性を兼ね備えた柔軟性のある保育者養成」を教育の目的としている。そのため、三つの方針の策定にあたっては、建学の精神に基づいた「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を一体的に策定し公表し、三つの方針についての点検・検証を行っている。

「入学者受入れの方針」は、本学の教育理念、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」に基づく教育内容を踏まえて、本学が入学者に求める資質を定めて明確に示している。「入学者受入れの方針」は募集要項にも明記されており、オープンキャンパスでは個別相談においても本学の教育目的と共に、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や保育への関心、意欲、態度などを示して周知し、入学生がカリキュラム等についての詳細な説明によって入学後の学習の見通しをもてるように配慮している。入学選抜の方法は、「入学者受入れの方針」に対応している。

「教育課程編成・実施の方針」については、「卒業認定・学位授与の方針」に対応して明確に定められており、学習成果の獲得に向けて体系的に教育課程が編成されている。教員は「教育課程編成・実施の方針」に即して研究研鑽を重ね、作成したシラバスに基づいて教授している。成績評価基準は学則第4章第13条に定められており、シラバスにも明示されている。教員は成績評価により学習成果の獲得状況を把握し、教育の質の保証に向けて次年度のシラバス作成に反映させている。

「教育課程編成・実施の方針」は、令和元（2019）年度に実施された新幼稚園教育要領に向けた再課程認定による大幅な教育課程の改正に伴い、自己点検・評価運営委員会で改変した。

「卒業認定・学位授与の方針」は、学則第14条（卒業の要件・資格認定・学位授与）に基づき、学習成果を獲得できた学生に授与することを定めている。成績評価の基準は学則第4章第13条に明記されており、短期大学設置基準を遵守している。

「入学者受入れの方針」、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」の三つの方針は、本学公式ウェブサイト、学生便覧、シラバスに公表し内外に明確に示している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

開学後15年が経過し、就職先での卒業生の評価の聞き取りや学生自身の振り返り等を通して、教育の効果や学習成果を確認する取り組みをFD委員会・教務委員会・学年会議等を中心に継続的に行っており、テーマにより教授会でも審議をしている。今後、保育現場が必要とする人材を育成するためには、データを蓄積し、社会の変化とそのニーズに応えられるように絶えず教育目的・教育目標が達成されているかについて点検を行い、さまざまな

方策を検討していく必要がある。

今後の課題としては、教育課程の全授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されているが、精査する仕組みについて検討すること、また、教育目的・教育目標の妥当性、本学の学習成果が保育現場においてどの程度役立っているか等を得られたデータをもとに検証し、改善案について検討することが挙げられる。

教育目的・目標は建学の精神に基づき明確に示されているが、本学に関心を持つ保護者、地域社会が十分に理解できるような内容と表現となっているか、具体的にはどのような力を身につけることができたら学位を授与するといった誰もが理解できるように表現することが求められる。

さらに募集停止を踏まえ、在学する学生が確実に単位を修得し卒業できる指導方法になっているかについて検討する必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

学長を委員長とする自己点検・評価運営委員会は、AL0、保育学科長、各種委員会委員長、事務次長らで構成されている。

学長をはじめ各教員は、学生委員会、教務委員会、入試広報委員会、附属図書館運営委員会、FD委員会、自己点検・評価運営委員会、6委員会のうち複数の委員会に所属し、上記の自己点検・評価項目について自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価運営委員会は各種委員会委員長とAL0、保育学科長、事務次長で構成される。(昨年度まで設置されていた入試委員会と企画・運営委員会は教員の負担軽減のため統合再編し、入試広報委員会として新たに設置された。)

「授業評価アンケート」は各セメスターにおいて全教科目で実施し、その結果は担当教員にフィードバックされ、授業改善に役立てられている。さらに授業評価アンケートの結果を

受けて科目担当教員が授業での望ましい取り組みや身につけさせたい学力についてコメントを貞静学園短期大学公式ウェブサイト上に公表している。特に気になる学生のコメントが認められた場合はFD委員長と学科長が担当教員から話を聞くなどして現状を把握し、問題と認められる事案に関しては学科長からの聞き取り及び必要であれば学長面談を行う対応を取っている。

① 公開授業週間の取り組み

FD委員会が教員全員を対象として開催した令和6(2024)年度公開授業研修会では、公開授業期間(2024年7月15日(月)～7月26日(金)の2週間)を設定し、専任教員全員の授業公開を行った。教員は公開授業期間に1～2の教科の授業参観を行い、感想を授業者にフィードバックするとともに、それらすべての参観感想の記録は全員に共有された。学生の主体的な学習を促すため、自分の担当する教科目の授業の進め方や講義内容、指導法についての知見を深めることを目的としたが、全教員が教育活動を振り返り、内部質保証に向けた課題を明確にする機会となった。

② 評価ルーブリックの作成と活用

これまで常勤教員全員が評価ルーブリックを作成し、学力を身につけるため何が必要か、学生自身が振り返ることのできるよう各教科で提示した。しかし、その有効性や活用の方法については統一されておらず各教科担任のやり方に委ねられていた。令和6(2024)年度は保育学科として必要な力を伸ばすための共通評価ルーブリックの作成を行った。来年の令和7(2025)年度の運用を目指す。

③ 入学前教育の充実(課題の設定)

入学前教育としてピアノレッスンを行い、保育に必要な技能を身につけるための練習の仕方について説明した。また保育に関する課題として、紙芝居の実演やペープサートの製作を入学前オリエンテーションで行った。さらにMyiD(出席管理システム)やTeamsのインストールおよび実際の使用法についてのレクチャーを行った。

④ 各種アンケートの実施(入学時、学生生活、授業評価、卒業時、卒業生、就職先)

アンケートの回答率を高めるため、アンケートを取る時期、およびタイミングを考慮した。卒業時アンケートは、後期試験最終日に取ることにした。

⑤ ボランティア活動の充実

地域の貢献に資するため様々なボランティアに積極的に取り組んだ(基準I-A-2の現状 根拠資料:表1-4「ボランティア活動状況一覧」参照)。

⑥ 授業評価アンケートの充実と授業実践の取り組み

令和6(2024)年度においても、授業評価アンケートは授業最終日が複数教科で重なるため、最終授業の始めに取るよう各教員へ要請している。また、授業評価アンケートの結果は各担当教員に返却し学生の授業に対する思いを確認する。その後、各担当教員がどのような思いで授業を進めていき、どのような保育者に育ててほしいのかといった内容を関連させながらコメントを書きTeamsで全学生へ返信している。またグッドティーチング賞の受賞候補を選定する際、参考基準の一つとしている。

⑦ 本学独自の教養教育必修科目の変更

科目の変更はないがキャリア教育の内容について、よりキャリア形成を学生が意識でき

るように改編した。

⑧ 教養教育科目における選択科目の見直し

なし

⑨ 海外幼児教育短期留学の単位化とその成果

令和元(2019)年度より、オーストラリア研修が、教科名「海外幼児教育短期留学」として単位化された。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度は、未実施であったが、厚生労働省による新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて、令和5(2023)年度は、海外幼児教育短期留学を開講した。海外幼児教育短期留学は、10名(1年生:8名、2年生:2名)が履修し、10名全員が、当該教科の単位を取得した。令和6(2024)年度は希望者はいたものの開催規定人数の10名に達しなかったため未実施となった。

⑩ 令和5(2023)年度 基礎力リサーチ結果報告書の活用

令和3(2021)年度より1年生、2年生を対象として年度初めに各1回、学生の基礎学力、学習習慣、学習意欲の実態的把握を行うために外部機関による外部機関によるテスト(基礎力リサーチ)実施している。令和6(2024)年度 基礎力リサーチ結果報告書より、前年度に継続して新入生の語彙・計算・論理的思考力・図表読み取りにおける基礎学力を把握して、全体の指導方針の策定と個別指導に活用している。特に語彙、作文能力の著しく低い学生には担任が個別に関わり、面談を通して学習方法や課題提出など学習の取り組みについてアドバイスをするなどして学習への不安を軽減させている。試験結果からアドバイスをを行ったが、その際どのような保育者になりたいかといった将来の姿を想像することで語彙力や言葉によって伝達することの大切さを実感させる契機とした。一人一人の詳細な面談記録は教員間で共有できるよう共通のフォルダに保存した。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果の査定(アセスメント)については機関レベル・教育課程レベル、科目レベルにおいて点検を行っている。科目レベルにおいては、シラバス(2024年度)に記載された到達目標に照らして、定時試験で知識・技能に関する習熟度をはかる評価を行う他に、日常的に確認テストや課題・作品の提出に対するフィードバックを行うことで学習成果の査定を行っている。令和2(2020)年度からは科目ごとに該当する学習成果の項目をシラバスに明記し、教育課程レベルでの学習成果の査定にも取り組むことになり、学習成果の獲得を測定する仕組みを定め、評価・判定する仕組みを定めている。また、セメスターごとに授業評価アンケートが実施され、各教員には学生自身の自己評価と、授業に対する項目ごとの評

価値（感想や要望を含む）が伝えられている。このように教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用して、FD 委員会を中心に改善につながる査定の手法を点検し、さらに定期的に教授会において改善に向けた審議を行っている。

平成 26（2014）年度より導入した GPA 制度や、2 年次後期に開講されている「保育教育実践演習」における履修履歴を用いた振り返り等を通して、学生自らも PDCA サイクルの観点から学習成果を検証・評価することが可能になっている。

また、令和元（2019）年度より、入学生全員を対象として思考力・判断力・表現力の査定を目的として外部機関による学力リサーチ（国語・数学）を実施している。その実施結果をもとに、学習成果の充実・向上に向けた指導面における具体的方策を検討していく。その一つとして各担任は試験結果をもとに個別面談を行い、学生個々の課題の明確化と今後の学生生活においてどのような取り組みをしていかなければならないかについて助言している。また、希望者には保育士模擬試験を実施して、その結果から全国的レベルにおける学力の把握を指導に活用している。

本学では各種委員会を中心に、全教職員が学習成果の査定に向けて定期的に取り組む、教育の質の保証に向けた審議を行っている。今後も学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、引き続き法令を遵守して取り組んでいく。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

教育活動をさらに充実させるためにも、より詳細な意見聴取を目的としたアンケート方式による授業に対する評価と意見から、PDCA サイクルを本学の改善・改革に活用していく必要がある。まず、全担当教科について、教科の到達目標に対してどのような課題があるのか、FD 委員会から分析書式を教員に発信し、提出を義務づけ、集約して学科全体で共有していくことが必要である。また、全科目共通のアセスメントの観点と科目独自の観点を明確に整理し、「評価」の統一性についての議論が必要となる。その際各教科担任に委ねられている評価ルーブリックの運用についても再検討し講義系科目、実技演習系科目で保育者養成校の立場から共通に育てていくべき力について確認することが課題である。

本学の建学の精神を基盤とした学生の学習成果の獲得に向けて、各教員は学生の能力を把握した上でそれぞれの教科レベルで工夫し、実践・検証を行うだけでなく教科を越えた俯瞰的視野を持つことも必要となる。すなわち科目レベルに留まることなく、教育課程レベルで PDCA サイクルを機能させるためには、各教員が 1) 学内で取り組んでいる様々な活動のひとつひとつが学生の学習成果にどのように結びつけられるのかという視点を持つ。2) 自分が担当する科目が学科全体の教育課程の編成の中でどのような意味付けを持つかを正確に把握し、他教科との関連性に目を向けているかどうか。3) 学生を社会に輩出する際に持たせるべき資質に対して、教員としてどのように授業内外で担保するのか。さらに 4) 各教員の認識が学科全体での共通認識とぶれないか、等があげられる。

心の教育の教授については、現在は記述による感想文から確認している（キャリア教育におけるアンケート等）が、点数化では評価ができない内容であるため、成果のアセスメント方法と、学生が学習成果を自覚し、キャリア形成につながるアセスメント結果の活用について検討していく必要がある。

授業評価アンケート結果に対する授業改善の取り組みや授業の工夫などは、現状では各

教員に委ねられている。今後、FD 委員会を中心に改善方法について検討し、公式ウェブサイトに掲載する等の可視化に向けた取り組みを行う。

学生は Semester ごとに通知される評価結果を通して各自の学習に対する姿勢を振り返り、より向上につながる課題を明確にして学習に取り組むことが求められている。今後、現行の S・A・B・C・D 表記と GPA 値以外の表記形式についても検討することが改善に向けた取り組みになると考えられる。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

学生の学習成果の獲得状況は学内管理システムにより教職員全員で把握し、学生の履修から免許・資格の取得と就職・卒業に至るまで、担任教員をはじめ、教科担当教員、関連する事務職員が連携して多面的に支援をしている。しかし、教科レベルでのアセスメントは担当教科の教員に委ねられているため、講義系科目と実技演習系科目における共通の指導内容について検討し、アセスメントの観点を明確に整理する必要がある。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

①統一した書式で作成されていることを教学マネジメント体制で確認することによって各教科担任により、授業内容の見直しを実施している。

②今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和5年度は、1年次で設定しているキャリア教育の内容が本来の目標と合致しているか検証し内容の改編を行った。その際、保育者としてのキャリア形成に資するものとなっているのかという観点から検証した。

令和元(2019)年より、ゼミナールが、卒業単位の「必修」から「選択」科目になったことにより、履修学生が非常に少なくなった。

令和5年度は、専門学校との差別化や論文作成、作品紹介、活動紹介を通じた高等教育としての専門性の習得を目指して、ゼミナールの位置づけを再考する計画を立案した。

【基準 II 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準 II-A 教育課程]

[区分 基準 II-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

建学の精神、教育理念、教育目標・目的に基づき、保育学科の学習成果に対応して、「令和6（2024）年度学生便覧」で「卒業認定・学位授与の方針」を明確に示している。

卒業認定の際には、自ら学び努力していく姿勢と、強くしなやかな意志を育むことを基盤として、専門的学習成果と汎用的学習成果を獲得していることを評価している。

卒業要件は、学則第4章第14条において「保育学科に2年以上在学し、かつ合計66単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業の認定を行う」と定めている。単位認定のための成績評価の基準については、学則第4章第13条第2項に「評価はS・A・B・C・Dの段階で表し、C以上を合格とする。（S：90点以上、A：89～80点、B：79～70点、C：69～60点、D：59点以下）」と規定されている。その単位の認定については、同13条第1項において、「一つの授業科目を履修した者に対しては、学力試験（論文を含む）の成績・平素の学習状況等を総合的に評価して当該授業科目について単位を与える」と定めている（学則）。

本学では教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、「授業科目を最低62単位以上修得し、かつ卒業の認定を受けた者」は幼稚園教諭二種免許状（学則第14条第2項）を、厚生労働大臣の定める授業科目を「70単位以上を修得し、かつ卒業の認定を受けた者」は保育士資格（学則第14条第3項）を取得することができる。また、学位授与の要件については「学長は、保育学科で卒業の認定を受けたものに対して卒業証書、ならびに短期大学士（保育学）の学位を授与する」（学則第14条第4項）と規定されている。

「卒業認定・学位授与の方針」は、「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」と共に三つの方針として公式ウェブサイト公表している。卒業要件、成績評価の基準及び資格取得の要件についても、公式ウェブサイトをはじめ、「学生便覧」にも掲載し、履修ガイダンス等の説明を通して学生に周知徹底を図っている。

本学の令和6（2024）年度の卒業生のうち、94%の学生が幼稚園教諭二種免許、95%の学生が保育士資格を取得し、進学・留学を除いた就職希望者の95%が専門職に就職した。

これらの実績からも、「現代の社会が求める豊かな人間性を有し、社会で活躍できると認定した学生に学位を授与する」とした、本学の「卒業認定・学位授与の方針」は、社会的・国際的に通用できると考えられる。

「卒業認定・学位授与の方針」は短期大学設置基準を厳正に遵守しており、幼稚園教諭二種免許状の取得については教育職員免許法及び同法施行規則に、保育士資格については児童福祉法及び同法施行規則に基づいている。また、「卒業認定・学位授与の方針」やそれに係る要件等に関しては、学校教育法施行規則や児童福祉法施行規則の改訂等がある場合には必ず点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

- ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間または学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業またはメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にとり適切に配置している。
 - (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では「卒業認定・学位授与の方針」に対応して「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を定め、それに則った教育課程を体系的に編成している。保育・幼児教育に携わる専門家には深い洞察力や現実を正しく理解する力の涵養が必要であることから、本学では学習成果の観点から幅広く深い教養と保育に関する専門科目を総合的に学ぶことができる授業科目を設定して教育課程を編成している。

本学の教育課程は、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得するために、高度な専門知識や技術の修得を目的として教養教育科目と専門教育科目をバランスよく配置している。2年間の課程で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得するためには、合計 87 単位を修得する必要がある。したがって学生が効率よく単位を修得することを目的として、クラス単位の標準的な時間割（行事予定・授業回数・時間割）を設定している。学生が各年次にわたり適切に授業科目を履修するために、学則第 4 章第 11 条で 1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は 50 単位に定めている。

成績評価の方法については、短期大学設置基準に則り、学則第 4 章第 13 条「単位の授与」と貞静学園短期大学保育学科履修規程に明確に示されている。成績評価は、毎学期終了時に定期試験（論文を含む）を実施し、学習成果の獲得をその成績と平素の学習状況等を総合的に評価している。また、各科目については、出席時間数が 3 分の 2 以上に満たない者は履修が認定されないため、定期試験を受けることができない。評価は、S：90 点以上、A：80 点～89 点、B：70～79 点、C：60～69 点、D：59 点以下とし、C 以上を合格とする 5 段階評価としている。令和 2（2020）年度からは新成績評価基準を設け、科目ごとの GPA 値を分析し成績の平準化を図っている。学則第 4 章第 13 条により、評価が D で成績が不良の者に対しては、所定の手続きを経て再試験を受験できる機会を設けている。最終的な単位認定については、教授会規程第 6 条第 1 項第 1 号に基づき実施している。

令和 6（2024）年度シラバスは、年度初めの履修ガイダンスにおいて全学生に配信され、事務職員が詳細な説明を行うが、授業担当者も授業初回に履修する授業内容を学生が把握できるように説明を実施した。

シラバス作成に際しては、教員に「シラバス作成要領」が配付され、それに基づき、授業

名等（科目名、必修・選択、単位数、担当教員名、授業形態）、授業の到達目標及びテーマ、授業概要、授業計画（各授業時間における授業内容、準備学習の内容）、テキスト、参考書・参考資料等、そして学生に対する評価方法等各項目について明確に示すことが求められている。さらに、各項目が適切に作成されているかの確認をシラバス点検担当者が点検チェックリスト（シラバス点検チェックリスト）をもとに行い、記入漏れ等がある場合は修正を求めている。

また、非常勤教員を含む授業担当教員については、経歴などの教員個人調書、教員研究業績書を毎年提出し、これを基に授業担当教員を適切に配置していることが確認されている。

本学は通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教育課程は学則第4章教育課程、授業科目、単位及び卒業に記載されているとおり、学生が幅広く多角的に学べるようにカリキュラムマップを作成している。

教養教育科目は教育職員免許法施行規則第66条の6に定める、日本国憲法（法学）、体育（体育講義・体育実技）、外国語コミュニケーション（英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ）、情報機器の操作（情報機器操作入門・情報機器操作応用）と、本学が独自に定めた教養科目で編成されている。令和元（2019）年度入学生からは66条の6と「キャリア教育」を必修とし、その他には「心理学」、「公務員試験対策講座」、「ソルフェージュ」、「障害者スポーツ」「海外幼児教育短期留学」の5つの選択科目が設定されている。令和6年度は「公務員試験対策講座」、「心理学」が開講された。

「キャリア教育」は産学官連携（文京区・消防署・警察署・日本赤十字社）の取り組みとしての危機管理教育、保育者としての心構えの育成、相手を思いやる心の教育、自らの企画・発表・運営によるプレゼンテーション教育、建学の精神を深く学ぶ教育等で構成され、幅広い教養と専門的学習成果の基盤を獲得することを到達目標としている。さらに令和2（2020）年度からは就職ガイダンス（先輩の講話）及び基礎力のアセスメントテストも加えて、本学の教育目的である「幼児教育・保育の特殊性・専門性を兼ね備えた柔軟性のある保育者の養成」を目指している。このように本学の「キャリア教育」は社会人・職業人としての基礎的な事項を身につけて、実習や卒業後の実践の場に活かすことが期待できる科目と考えている。

新教育課程が開始された令和元（2019）年度入学生からは、教養教育科目は1年通年の「キャリア教育」の他に1年前期7科目、1年後期3科目、2年前期2科目、2年後期1科目が開設されており、1年次における教養教育を重視した編成となっている。開講時期は、

英語コミュニケーションⅠ（1年後期）を学習した後に英語コミュニケーションⅡ（2年前期）を、情報機器操作入門（1年前期）を学習した後に情報機器操作応用（2年後期）を学習している。入学直後より専門的な科目の基礎となる汎用性の高い教養教育科目を開設しており、教養教育と専門教育との関連は明確である。

教養教育科目において、講義・演習科目では定時試験、小テスト、レポート、授業態度等が評価の対象となり、実技科目では発表等も含まれる等、教科目によって評価方法は異なるが評価方法と評価配分については、令和6（2024）年度 シラバスに明記されている。

選択科目については、汎用性の高い基礎的な知識・技能・態度等を育てると共に、学生にとって魅力ある科目内容を選定している。令和元（2019）年度入学生からはキャリア教育（選択必修）、海外幼児教育短期留学、公務員試験対策講座、障害者スポーツを新設して履修できるように改善し、新設した選択科目は令和6（2024）年度については1科目の受講希望者が集まり、開講している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業または实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学は「これからの社会に貢献できる心豊かな人材の育成」を教育理念とし、資質の高い保育士・幼稚園教諭の養成を目標としている。卒業時に幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の二つの免許・資格取得をめざす保育士養成校であることから「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を基に授業及び行事等を行っている。在学生だけでなく、本学のオープンキャンパスなどでも上記の受け入れ方針を基に実施している。オープンキャンパスでは実技・講義系の体験授業を行っている。高大連携の取り組みとしては、都内近県の高等学校から要請を受ければ本学教員が中心となり、延べ数で令和6（2024）年度は22校（出張授業5校、ガイダンス15校、来校ありの学校見学会1校、オンラインガイダンス1校）で、大学レベルの教育を提供する出張授業やガイダンス等を実施している。また、平成27（2015）年度より、併設の貞静学園高等学校の幼児教育コースの生徒を対象として体験授業を実施しており、令和6（2024）年度の実施授業等については表の通りである（表Ⅱ-1）。いずれも高校生が自分自身の適性を踏まえて、進路・将来像を熟慮したうえでの進路選択が可能になるように情報を提供し、入学後は職業意識を持続して学習に専念できるように配慮している。また、令和4（2022）年度より本学教員が貞静学園高等学校の授業を受け持ち、保育者としての就職を見据えた授業を行っている。

表Ⅱ-1 令和6年(2024)度貞静学園高等学校を対象とした体験授業、小論文・面接講座

実施授業	授業担当者
小論文・面接	豊田准教授
小論文・面接	津布楽講師
造形表現	別府教授
心理学	近藤講師
保育実習	村上助教

令和元(2019)年度より1年次に教養教育科目「キャリア教育」を開講して、「基礎的・基本的な知識・技能」「基礎的・汎用的能力」「論理的思考力・創造力」「意欲・態度及び価値観」「専門的な知識・技能」等の力を習得する授業を行い、免許・資格取得のみに留まることなく、より質の高い保育者養成をめざしている。担当教員は、学長をはじめとした全教員であり、外部の専門家(例:大塚警察、小石川消防署、文京区防災課、日本赤十字社等)も講師として招いている。令和4(2022)年度からは職業意識を高めるために卒業生を招き、シンポジウムを行っている。通年授業として講義・指導が行われ、各種課題の実施により職業教育の効果を測定・評価している。毎年度成果を確認し、PDCAサイクルにより職業教育の改善に取り組んでいる。

令和6(2024)年度より、卒業式への在学生参列、保育ボランティアの事前説明の回数を増やし、全職員で担当することとした。ゼミナールの前段階(プレゼミ)として位置づけ、教員と学生の小人数グループで進める回を設けた。文京区散策・保育ボランティアの事前説明の回・プレゼンテーション発表の回をプレゼミ担当回とした。

保育ボランティアは、1年次夏季に居住地域近隣の保育所や幼稚園等で実施する1日8時間程度、3日間のボランティア実習のことである。この実習で、子どもたちと直接関わり、保育者の園児・保護者に対する具体的支援を観察する体験を通して保育現場の1日の流れを把握している。計画書やボランティア日誌を作成することで保育者という職業を理解する良い機会となっている。ボランティア実習終了後には、「教育実習事前事後の指導」の授業において、各学生が振り返りを通して自らの課題を明らかにして保育者という職業に関する基礎的学習と資格取得への動機づけを高められるよう支援をしている。

教育実習・保育実習に関しては、教務委員会の下部組織として教員で構成される実習部会を置き、学生が実習を円滑に進められるように学生支援や事務処理を行っている。

学生は幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得するために、2年間で5回の実習に参加している。本学では、実習の実施時期に合わせて「保育実習指導Ⅰ」の授業を1年前後期に、「保育実習指導Ⅱ」の授業を2年前期に開講し、また「教育実習事前事後の指導」は2年間にわたって開講している。授業では全体に向けた事前指導の他に、実習後は実習担当者間で連携して実習園・施設からの評価を参考にして事後指導が行われている。

実習期間中においては、専任教員が分担し、全ての実習施設と実習園を巡回して園長・施設長・実習担当者から学生の実習状況を把握し、個別指導を行っている。

また、2年後期に開講されている「保育教育実践演習」では、2名の専任教員が分担して、学生の実習での経験を生かしながら授業を展開している。保育現場における現代的な課題

や普遍的な課題を毎回テーマに掲げ、演習を通して課題解決の方法を学び、卒業後の保育現場で対応できる実践力を高めている。

令和4(2022)年度からは新たな学内組織として就職委員会を立ち上げた。就職委員会は令和5(2023)年度からは学生委員会の下部組織、就職部会とした。就職課と教員が所属し、職業教育及び就職支援を中心とした学生支援を行っている。就職ガイダンスや就職相談をはじめ、職業意識を高めることを目的として職業教育に取り組んでいる。また、就職部会の教職員が前年度に就職した園や施設を訪問し、園長や施設長から卒業生の様子や今後現場で必要となる人材について聞き取りを行っている。その中から職業教育の効果や現場の要望などを精査し在學生に就職ガイダンス等で説明を行い、本学の教育の質保証に役立てている。

これまで公立保育所の保育士をめざす学生には定期的に勉強会を開催して教員が指導にあっていたが、令和元(2019)年度より1年次選択科目として「公務員試験対策講座」を開講して、一般教養・保育士の専門的内容・小論文・面接・履歴書・志願書作成の指導を通して職業教育を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の「入学者受入れの方針」は、建学の精神に基づく「これからの社会に貢献できる心豊かな人材の育成」という教育理念を実現するために、専門的学習成果と汎用的学習成果の両面から定めた学習成果に対応させて以下のように明確に示している。

本学では「教育課程編成・実施の方針」に定められているように、保育に関する専門知識と専門技術と卒業に必要な単位を修得して、「保育者に相応しい豊かな人間性を有し、真に社会で活躍できる人材」と教授会で認定された学生に対して、「卒業認定・学位授与の方針」に基づいて学位が授与される。そのため、入学者には受入れの方針として保育職への強い希望を継続しながら国語の基礎学力を基盤として積極的に勉学に励み、人とのかかわりを大切

に考えて実行できる人材を受入れることを明らかにしている。

本学が求める学生像や入学者受入れの方針は、受験者や保護者を対象として年間10回以上開催されるオープンキャンパスや、高等学校教員を対象とした進学説明会において説明している。また、学校説明、体験授業、学生発表等を通して、本学での学生生活や卒業後の保育者像をイメージできるように配慮している。さらに、令和6(2024)年度 学生募集要項や令和6(2024)年度 貞静学園短期大学公式ウェブサイトにおいて、本学が望む入学者像を明記して入学準備に必要な心構えとして公表している。

本学は、総合型選抜、学校推薦型選抜(指定校制)、学校推薦型選抜(公募制)、一般選抜、特別選抜の5形態によって入学者選考を行っている。これら全ての選考においては、高等学校における学習成果としての評定平均値と人物評価の書類選考及び面接試験を実施して総合的に評価している。オープンキャンパスでは「入学者受入れの方針」を自分自身の目標と適合しているかの視点で考えることの必要性について説明をしている。面接試験では受験生が本学の「入学者受入れの方針」をどのように理解してそれぞれの目標や将来像と結びつけているかについての設問を通して評価している。

すべての入試区分において面接試験で「本学のアドミッション・ポリシーを読んで感じたことや考えたこと」を質問している。総合型選抜では「選択方式(音楽・製作・身体・言語表現など)」という課題に取り組む姿勢から、保育者としての資質を評価している。学校推薦型選抜(指定校制)については、今まで本学に入学した学生の実績等から毎年指定校の条件を定め、教職員が高等学校を訪問してその条件について説明をしている。選考においては評定平均値、学校長の推薦と書類審査を含めて総合的に評価している。

面接や小論文の評価は複数の教員で担当し、採点基準を設けて判定を行っている。一つの小論文を複数の教員が採点し、その平均を得点としており、採点者個人による差がでないよう配慮している。事前に各項目の評価基準を評価者全員で確認し、記入した評価シートをもとに公正に判定を行っている。

高大接続の観点により、多様な選抜に応じて選考基準を設定して合否を判定している。募集要項には各選考方法及び選考日、選考回数について詳細に示されている。加えて本学公式ウェブサイトにおいて、保育学科の学生の三つの方針(「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」)を公表している。高校訪問や進学説明会においては高等学校教員を対象に、また、進学ガイダンスでは本学で学び保育者を希望する高校生を対象として、詳細な説明をしている。入学者選抜は公正かつ適正に実施しており、各選考試験終了後は学長が議長となり合否判定会議を開催し、教員全員で調査書の内容と試験の成績を精査し、厳正に合否を判定している。

令和6(2024)年度 学生募集要項には、学費(入学金・授業料・施設維持費・実習教材費・教科書代・後援会費)を掲載すると共に、特待生制度における入学金の免除額、貞静学園短期大学奨学金についても明示している。

受験の問い合わせに関しては入試・広報課が窓口となり、高等学校教員、受験希望者・保護者からの電話やメールに適切に対応している。入試・広報課は広報及び学生募集の業務を担っているほか、受験生からの質問への対応も行っている。

入学者受入れの方針については、高等学校訪問時や本学で開催する進学説明会等の際に、高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学は基準Ⅰ-B-2 に記述したように、本学の学習成果をさらに具体的・明確に示すために令和元（2019）年度に建学の精神と教育目的・目標に基づいて専門的学習成果と汎用的学習成果の両面から、8 観点からなる学習成果に改定している。専門的学習成果は保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得につながる知識・技術であり、具体性があり、一定期間内で獲得可能である。

汎用的学習成果は学習の基盤となる総合的な成果であるが、専門的学習成果を獲得するとともに獲得されるものである。学習成果は、各科目の成績評価、保育実習・教育実習の評価、幼稚園教諭二種免許状ならびに保育士資格の取得率、資格を活かした専門職への就職率、そして授業評価等の自己評価によって測定・点検することができる。

本学では平成 30（2018）年度の再課程認定に対応して教育課程を構築し、学習成果の獲得に向けてシラバスの全面的な改定を行っている。シラバスには各科目の詳細な到達目標に加えて、教科目ごとに本学で獲得できる学習成果 8 観点のうちから該当する観点が新たに明記されている。これは学生が教科を通して習得できる力を明確に把握して、社会に通用する学習成果を可視化することにつながるものと考えられる。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では定時試験後の成績会議、及び卒業判定ならびに進級会議において、学生全員の成績評価と算出された GPA 集計表を用いて総合的に学習状況の把握を確認している。卒業判定会議では幼稚園教諭二種免許状取得者及び保育士資格取得者、単位取得状況、学位取得率、大学編入学率、在籍率、就職率等のデータに基づいて学習成果の獲得状況が報告されている。

学習成果を量的に測定する仕組みとして、定期試験や小テスト、課題提出、実技試験（ダンス、歌唱、ピアノ、造形等）等を点数化した個人成績評価と GPA 値を用いている。

GPA 値は平成 26 (2014) 年度より「貞静学園短期大学における GPA 制度に関する規程」に基づき、優秀学生の表彰や成績不振学生指導等、教育効果の向上を目的として活用している。特に指導を要する 1.50 未満の学生に対しては、担任が面談を行い、今後の学習への取り組みについて改善点を話し合う場（個人面談）を設定している。GPA 値が 1.50 以上であっても授業に取り組む姿勢や生活態度に問題があると報告された学生及び遅刻・欠席数の多い学生に関しては個別に面談を行い、改善を促している。欠席回数が 4 回になった学生については、保護者へ連絡し出席を促すよう協力を求めている。また、GPA 分布図を作成し、過去 3 年間の学生の GPA 分布状況を比較検討している。その結果、GPA 分布状況は年度によりかなり変化していることが示されており、シラバス作成時と授業実践等に役立てるようになっている。

令和 6 (2024) 年度 授業評価アンケートの実施により、学生は、自己点検項目として授業への参加態度や到達目標の達成度等について回答し、教員は、学習成果に対する学生の自己評価を把握することで授業改善に活用している。

学習成果の質的評価方法として、授業への取り組み（グループワーク、演習、ノート、アクションペーパー、実技課題に取り組む姿勢、態度、仲間への補助や協力の実施、授業理解に向けた質問等、レスポンスカード、ワークシート、意見・感想、実習園での評価）、レポート・作品（エプロンシアター・ペープサート・絵画・造形、復習レポート）、課題（課題レポート・指導案・授業内容と感想記述）が挙げられる。

令和 6 (2024) 年度 保育士採用模擬試験が、公務員試験対策講座受講者及び希望者を対象に実施された。本試験を想定した模擬試験を実施したことにより意識や目的が明確となり、合格へと結びついた学生が多かった。

全学生には外部機関の学力リサーチを実施している。模擬試験の内容は教養科目と専門科目と作文であり、出題範囲は限定されているが、外部評価も積極的に取り入れて学習成果の達成度を測定している。これらの模擬試験や学力リサーチを 1 年次と 2 年次の年度初めに受験することにより、在学中における学習の成果を数値や添削された作文を通して学生自身が把握し、教員と共に今後の課題を明確にして学業に取り組む機会となっている。

本学では保育士資格と幼稚園教諭二種免許状のうちいずれかを取得することが卒業認定要件となるため、実習を辞退した学生、いずれかの免許が取得できなかった学生には、卒業後聴講生として免許取得の方法を提示し、卒業までのモチベーションを維持できるよう支援している。

なお、学生は毎年度末に、ボランティア活動、オープンキャンパススタッフ (T-CREW)、体育祭実行委員、大学祭実行委員等大学運営に関する活動及びサークルにおける対外的な発表や試合等の在学中の活動面についての振り返りも行っており、活動面での成長を確認する機会となっている。担任は一年毎に各学生の行動面を評価して教務課に報告し、それを教職員間で共有することで学生へのきめ細やかな指導に反映させている。

学生調査の実施と分析は各種委員会で行っている。「令和 6 (2024) 年度 新入生アンケート」は入試委員会、「令和 6 (2024) 年度 卒業時アンケート」は自己点検・評価運営委員会と FD 委員会、「令和 6 (2024) 年度 卒業生アンケート」は学生委員会、就職先・編入先からの意見聴取となる「令和 6 (2024) 年度 就職先アンケート」は就職委員会が担当した。自己点検・評価運営委員会ではその分析結果を教授会で報告して学生の生活傾向について教

員間で共有している。

本学卒業後に更なる学修を希望した学生は、四年制大学へ編入することを支援している。令和6年度卒業後、尚美大学芸術情報学部に2名編入した。

就職率については高い水準で推移しており、令和元(2019)年度からは公務員受験対策講座を選択教科として開講している。また令和4(2022)年4月より就職委員会(現・就職部会)が組織され部員と就職課が連携し現在の就職状況がデータベースで確認できるよう共有され、未内定者への支援につなげている。令和6(2024)年度、幼稚園教諭二種免許状取得率は94%、保育士資格取得率は95%であり、令和6(2024)年度 貞静学園短期大学公式ウェブサイトや定期刊行物「貞静だより」等で学内外に公表している。

令和5(2023)年度卒業時アンケート調査で学習成果の獲得について測定した結果を令和6(2024)年度貞静学園短期大学公式ウェブサイトにおいて公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

令和3(2021)年より、卒業生が就職してから3年目の就職先に対してアンケートを実施している。令和6(2024)年度実施のアンケートから内容を精査し、公表及び学習成果の点検等に活用している。令和3(2021)年度卒業生が就職した保育所(公立保育所を除く)、幼稚園及びその他施設を対象に、令和6(2024)年度6月に「令和6(2024)年度 貞静学園短期大学 卒業生に関するアンケート調査」(表Ⅱ-2)を実施した。本学卒業生が就職後3年目に就職先においてどのように評価されているかを5段階評価で記載してもらう内容となっている。63園に送付し21園(回答率は33%)の回答を得て、アンケート結果は、表Ⅱ-3の通りである。

令和6(2024)年度 貞静学園短期大学 卒業生に関するアンケート調査の2「現在貴園・貴団体に勤務している2022年4月に入職した貞静学園短期大学卒業生について、どのようにお考えでしょうか」の設問結果より、「優れている」の点数が最も高かったのは「B 協調性・チーム力」「E 仕事に対する熱意・意欲」「G 責任感」が同率(28.6%)であり、次いで「A 礼儀・マナー」(23.8%)であった。同アンケート調査3「2の設問項目のうち、特に短大生活で培ってほしい項目を優先順位の高いものから、アルファベットでお書きください」の設問結果より、短大生活で培ってほしい力としては、「A 礼儀・マナー」「B 協調性・チーム力」が同率であり、次いで「D コミュニケーション能力」「E 仕事に対する熱意・意欲」であった。前述のアンケート結果に基づき、就職先が新卒者に期待する力について、貞静学園短期大学の卒業生の場合は概ね満たされていることが評価できた。また、就職園からは、経験を積み今後の成長に期待するとの記載がみられた。

学習成果の獲得状況については、アンケートに加えて就職先への訪問を実施することにより、対面で卒業生の就職状況を確認している。この就職先訪問は、新規及び、これまでに

就職実績が少ない施設（保育所、幼稚園、その他施設）を中心に選定している。令和6（2024）年度 就職先訪問報告書より、卒業生の就職状況が概ね良好であると評価をいただいている。各施設からは卒業生が園の方針や雰囲気合致し、現場での実践力や対人関係能力を十分に発揮し、園の期待に応えていることがうかがえる。

上述のアンケート及び訪問の結果は、教授会等で報告され、全教職員が教育活動に反映できるようになっている。特に、学生を対象とした就職ガイダンスにおいて本学卒業生の就職後の状況を提示し、改善を重ねた。

表Ⅱ-2 令和6(2024)年度 貞静学園短期大学 卒業生に関するアンケート調査

アンケート回答用紙 FAX: 03-3944-9813

貞静学園短期大学 卒業生に関するアンケート調査 (2024年5月実施)

※本調査は、2022年3月の貞静学園短期大学卒業生をご採用いただいた就職先にお送りしております。
調査結果は本学教育活動の改善・向上の目的以外には使用せず、貴園・貴団体が特定される形での公表は行われません。

貴園・貴団体の名称 _____

1. 主な業種について、あてはまるものに○を付けてください。
 1. 幼稚園 2. 保育所 3. 認定こども園 4. 乳児院 5. 児童養護施設 6. 障害者(児)施設
 7. 放課後児童支援施設 8. 介護施設 9. その他()
2. 現在貴園・貴団体に勤務している2022年4月に入職した貞静学園短期大学卒業生について、どのようにお考えでしょうか。
 あてはまる番号に○を付けてください。

項目	優れている	やや優れている	ふつう	やや不十分	不十分
A	5	4	3	2	1
B	5	4	3	2	1
C	5	4	3	2	1
D	5	4	3	2	1
E	5	4	3	2	1
F	5	4	3	2	1
G	5	4	3	2	1
H	5	4	3	2	1
I	5	4	3	2	1
J	5	4	3	2	1
K	5	4	3	2	1
L	5	4	3	2	1
M	5	4	3	2	1
N	5	4	3	2	1
O	5	4	3	2	1

3. 「2」の設問項目のうち、特に短大生活で培ってほしい項目を優先順位の高いものから、アルファベットでお書きください。

1番 2番 3番 4番 5番

4. 貞静学園短期大学卒業生についてのご意見がありましたらご記入ください。

(_____)

5. 貞静学園短期大学への要望等がありましたらご記入ください。

(_____)

6. 今後、本学に取り組んでほしい事(内容)を選択して下さい。(複数選択可)

- 保育福祉の最新情報をお届けする講習 造形・音楽・体育などの保育技術に関する講習 障がい者・特別支援に関する講習
 施設の管理・運営に関する講習 子どもの指導方法に関する研修会 実習生への対応に関する研修会
 親睦会などの卒業生の交流 WebやSNSにおける卒業生の交流 仕事に関する悩み相談 奨学金返済に関する相談
 こころの悩み相談 資格取得の支援 その他()

7. 「6」でお聞きした研修等を本学で行う場合、いつ頃であれば参加可能ですか？(複数選択可)

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
 (理由: _____)

ご協力ありがとうございました。

表Ⅱ-3 令和6（2024）年度 貞静学園短期大学 卒業生に関するアンケート調査結果

貞静学園短期大学卒業生についてのご意見がありましたらご記入ください。
子どもたちのためにを常に考えて保育に当たっていただいています。
卒業生全般に、人柄が良く、それが保育にあらわれています。
技術的なことは現場に出てから身に付くこともあると思いますが、人そのものはなかなか変わりません。
いい保育をしてもらっていて、有り難いです。
今年度で3年目となり経験を積みさらに成長を期待しています
日々の仕事に対し責任を持ち真摯に向き合う姿が見られ又勤怠面もしっかりしており助かっています。
自分の保育感を持ち子どもへの優しい思いやりある関わり方がすてきな先生です。長く勤めて力を付けて欲しい人材です。
とても素晴らしい人材を採用させて頂き感謝しております。明るくのびのび子ども達のために一生懸命働いております。
真面目に明るくがんばってくれています。
仕事に取り組む姿勢が丁寧でしっかりしています。これから経験をより重ね、持っている力を発揮してくれると期待しています。
ピアノがとても上手に弾きこなし歌の指導に少しずつ発揮している。0、1歳クラスと乳児クラスのため、解答が「ふつう」になりました。
いつも笑顔で元気よく、何事にも前向きに取り組んでくれています。
しっかりと学生を育てている。現場で即戦力になっている。
貞静学園短期大学への要望等がありましたらご記入ください。
今後も学生さんの様子など伺えたらと思います。宜しくお願いします。
今後の、短大さまの展望についてどのようにお考えになれるか、機会があればお聞きしたいと思いましたが
児童養護施設においては、措置の延長等、入所児童の年齢が高くなってきている実情があり、短大卒の新卒職員となると、場合によっては児童の方が年上という状況が生じてきます
施設の人事で対応することになりますが、養成校としてどのように考えるか、気になっているところでございます
貴校の卒業生の活躍に大変助かっております。今後とも優秀な生徒様のご紹介をよろしくお願ひいたします。
学ぶ姿勢、指導をしていただいている先輩・上司への敬意、協調性を学んでほしい。上記を踏まえた仕事をする上での心構えを指導して頂けるとありがたいです。
保育に関しては専門性があるが保護者対応、新卒の先生の態度
実習は引き続きお受け致します。
これからもよき保育者の卵を育て、現場に輩出してください。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

令和6（2024）年度の卒業時の資格取得率については、表Ⅱ-4の通りである。

表Ⅱ-4 令和6（2024）年度 卒業時資格取得率

年度	幼稚園教諭二種免許取得率	保育士資格取得率
令和6 (2024)年度	94%	95%

取得率は、令和5（2023）年度よりやや下がったものの、例年よりは高い水準となっている。免許・資格いずれも取得できなかった学生は2名である。

令和6（2024）年度は、取得率を向上させるために実習担当、学科長、学年担当教員が連携して共通理解のもと学生の面談を進めてきた。また、合理的配慮申請のあった学生においては、支援チームでの支援の検討を基に、実習期間中も組織的な手厚い支援を行った。学生のきめ細かな状況把握のために、実習事後面談を実習部会担当教員で分担して行う取り組みも行った。実習をテーマに教職員研修を実施し、実習についての情報共有に努めてきたところである。令和7（2025）年度は、引き続き「免許と資格の両方を取得しての卒業100%」を目指し、令和6（2024）年度の取り組みを継続していくことが求められる。実習についての情報を教職員で共有し、実習部会を中心にきめ細かに指導・学生支援をしていく。特に令和6年度1年次において単位取得不足等で実習が実施できていない学生に対しての対応を検討し、資格取得に結び付けたい。

また、幼稚園教諭2種免許状取得率の向上および教育実習の質の向上を図るため、令和7

(2025) 年度入学生から第Ⅰ期教育実習を 10 日間、第Ⅱ期教育実習を 12 日間とすることとした。この実習期間をもとに、授業日程や行事日程等を調整していく。

2 年間の課程で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得をめざすために、選択科目の多くが時間割の最終となる 9・10 時限に設定されることになる。学生は多彩な行事やサークル活動への参加、また本学では活発なボランティア活動の実践と重なることから、選択科目履修を希望する学生が少数になりやすい。また、同一時間帯に複数の選択科目を開設しているために、重複する時間の科目は履修できない状況となっている。より多くの学生が選択科目を履修して資質を高めるために、今後も教養選択科目の選定について検討を続けていく必要がある。

教養教育科目の多くは定期試験よりも授業態度や課題提出による評価の比重が大きくなりやすい。教員の主観を排除して客観的成績査定にするためにルーブリック等を導入した評価を工夫することが必要である。

職業教育は保育学科の教養教育科目・専門教育科目の教科に位置づけられて、入学前・入学後の在学期間と卒業後までの一連の流れを以って行われているが、職業への接続を図る実施体制が明確とは言い難い。1) 各教員の職業教育に対する認識や共通理解を明確にし、2) 体制を作り、3) 大学全体としての職業教育の効果に関する測定・評価の取り組みについて検討し、4) 汎用的学習成果の見通しを立てる必要がある。例えば、知識・技能で設定する専門的学習成果と同様、汎用的学習成果のうち、ものの見方考え方、姿勢・態度についても段階的にレベルを設定する等の検討が必要になってくる。

昨年度に継続して、就職課の職員が就職先に訪問・聴取し、令和 6 (2024) 年度就職先訪問報告書を作成した。同報告書によると、卒業生が真面目で意欲的な姿勢を評価される傾向にあることが把握できた。令和 2 (2020) 年度に開始した本学の新学習成果の点検に就職先アンケート結果を関連づけて検討し、在学生に対して就職ガイダンスなどで還元している。十分に獲得できていない要因を明確にして教育の質保証に活用していく必要があると考える。

学習成果の測定に関しては、科目レベルでの学習成果を定時試験等で測定・評価し、プレテスト・ポストテストを含めたアセスメントについての審議を重ねていく必要がある。

学生の業績の集積(ポートフォリオ)については、そのシステムを現在構築中である。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

- る。
- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は「卒業認定・学位授与の方針」を達成できるよう「教育課程編成・実施の方針」に即した担当教科の教育を行い、シラバスに示した成績評価基準に基づいて学習成果の達成度を評価している。履修ガイダンスではシラバスを配付してカリキュラムや評価結果を通知する時期等の説明を行い、各授業の初回にも担当教員が到達目標や各回の授業内容と評価方法について説明している。各科目においてはリアクションペーパー、小テストそしてレポート等の課題のほか、授業態度と定期試験（論文を含む）の成績を総合して、学生の学習成果の獲得状況を評価している。

各期の成績判定会議（教授会）では、学長をはじめ専任教員全員が全学生の学習状況を把握し、卒業に至る指導を組織的に行う体制となっている。成績は教授会において成績資料を元に担任だけでなく、専任教員全員が把握し、個別指導に活用している。さらに、保護者にも成績評価票を送付し、必要に応じて保護者との面談等を行い、家庭との連携にも努めている。

学生による授業評価アンケート（表Ⅱ-5）は、全科目を対象に前期及び後期の最終授業時の授業時間内に実施している。平成 27（2015）年度からはスマートフォンを用いてウェブ上で回答する方式を導入した。授業評価アンケートの評価項目は毎年、FD 委員会を中心に審議・検討が行われて教授会で報告されるとともに、科目ごとの数値データ及び記述内容の結果は科目担当教員にフィードバックされている。教員はその情報を活用することにより、

授業改善の PDCA サイクルを機能させている。また、令和 3（2021）年度よりアンケート結果（学生からの意見・要望が多い教科）に対し教科担当者からヒアリングを行うとともに、教員側の学生対応に関する課題を洗い出し、より質の高い授業が行える環境を整え改善を図るための FD 活動を実施している。また、アンケート結果に書かれた要望・意見に対して教科担当の教員からコメントを Teams 上にアップし、学生へフィードバックしている。令和 6（2024）年度授業評価アンケートも前年度に継続して実施された。

令和 6（2024）年度の「新年度教員オリエンテーション」は、「学生減少の中で各教員ができること～少人数の学生への細やかな指導について考える」をテーマに開催された。学長から建学の精神を礎とした教育活動と学生支援についての講話があり、FD 委員会から令和 5（2023）年度後期の授業評価アンケート結果が各教員に配付され、非常勤講師を含めた全教員参加の懇談会が行われた。懇談会以外にも、教員は授業内容について授業担当者間で常にコミュニケーションを図ると共に、学生の学習状況の把握や実習に向けた各科目の取り組みの確認及び各科目間の連携と学生の指導に関する問題点等について討議し、学生の学習支援体制の強化を図っている。

教員は毎年実施される授業研究会等における FD 活動を通して、授業・教育方法の改善を図っている。授業研究会は公開授業及びその後の授業研修会で構成されている。授業研修会では、授業担当者の授業内容、指導方法、学生への対応の仕方などを評価し、課題について改善策等を協議している。公開授業を見学して研修会で協議することで、教員が各自の授業改善につなげている。公開授業及び研修会の内容と、後日提出する授業参観感想は FD 委員会で取りまとめて教授会で報告し、全教職員で情報を共有している。令和 4（2022）年度の授業公開は、新型コロナウイルス感染予防対策によりオンデマンド形式で実施したが、令和 5（2023）年度、令和 6（2024）年度は、対面で実施した。（表Ⅱ-6、表Ⅱ-7）。

表Ⅱ-5 2024年度 授業評価アンケート項目

科目名 () クラス ()		貞静学園短期大学 FD委員会		
授業について振り返りアンケートに率直にお答えください。また、ご意見・ご感想もお寄せください。				
Q1. あなたのクラスを選択してください。				
Aクラス		Bクラス		Cクラス
Q2. あなた自身の自己点検				
① あなたは授業の最初に担当教員が説明したシラバス（授業の全体計画を示したもの）に目を通しましたか。				
1 目を通した		2 目を通さなかった		
② あなたは週にこの授業の予習・復習（課題・練習を含む）をどれくらいしましたか。				
1 2時間以上		2 1時間～2時間		3 30分～1時間
				4 30分未満
				5 0分
③ あなたはこの授業に積極的に参加しましたか。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
④ あなたがこの授業で力を入れたことを3つ以内で選択してください。				
1 教員の話をよく聞く		2 ノート等を取る		3 わからない点を教員に質問する
4 グループワークや発表の準備を積極的にする		5 提出期限を守って課題や提出物を提出する		
6 授業の復習をする		7 積極的な挙手発言に努める		8 動画を繰り返し視聴する
⑤ あなたはこの授業で示された到達目標がどれくらい達成できたと思いますか。				
1 90%以上		2 80%以上		3 70%以上
				4 60%以上
				5 60%未満
Q3. この授業への評価 この授業全体を通して以下の質問にお答えください。				
① 教員は熱意を持って取り組んでいた。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
② この授業はシラバスに沿って学習目標を明確にしてから行われていた。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
③ この授業の配布資料やテキスト等は参考になるものだった。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
④ 教員は学生の興味・関心をかきたてていた。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
遠隔授業・対面授業の両方が行われていた場合はQ4・Q5、両方お答えください。				
Q4. 遠隔授業が実施されていた場合、以下の質問にお答えください。				
① 遠隔授業のプレゼンテーションはよく整理されていてわかりやすかった。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
② 遠隔授業の学習の量は適切だった。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
③ 遠隔授業は役に立つフィードバック（メールでの回答・全体へのフィードバック）が含まれていた。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
Q5. 対面授業が実施されていた場合、以下の質問にお答えください。				
① 対面授業の講義や実演（学生の発表を含む）は効果的だった。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
② 対面授業は学生が質問や意見を述べられる雰囲気だった。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
③ 対面授業の進む速さは適切だった。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
④ 対面授業の学習の量は適切だった。				
1 そう思う		2 ややそう思う		3 どちらともいえない
				4 あまりそう思わない
				5 そう思わない
Q6. この授業に対するご意見・ご感想をお寄せください。				

表Ⅱ-6 公開授業科目と担当教員（過去3年間）

年度	授業公開日	科目	授業担当	研修会日程	参加人数
令和4 (2022)年度	11月28日 ～12月2日 12月21日 ～22日	授業公開 (オンデマンド形式) 保育学科12授業 専攻科1授業	保育学科10名 専攻科1名	—	13名
令和5 (2023)年度	11月28日	公開授業(対面) 保育学科2B 「幼児体育」	保育学科 岩井幸博	11月28日～ 12月22日	12名
令和6 (2024)年度	7月15日～7月 26日の2週間	特別支援の理解を方法 他12科目	保育学科教員 12名全員	9月30日 感想共有 (教授会)	12名

表Ⅱ-7 授業研修会テーマ一覧表（過去3年間）

年度	授業研修会テーマ
令和4(2022)年度	公開された授業についてコメント
令和5(2023)年度	学生対応、授業マネジメントについて学ぶ
令和6(2024)年度	第1回 8/26(月)実施 合理的配慮に対する基礎の確認—本学における取組にむけて— 第2回 11/15(金)実施 保育者養成協議会実習指導者認定講習報告、及び実習に向けた各授業の取り組み状況の共有・意見交換

教員は、免許・資格の取得状況ならびに有資格者の専門職への就職状況によって、教育目的・目標の達成状況を把握している。卒業生全員が有資格者であり、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の資格を活かした専門職への就職及び四年制大学に編入している。令和6(2024)年度において進路変更や体調不良、経済的理由による退学者は出たが、卒業率は90.6%であり、過去3年間においても、入学後のきめ細やかな支援体制によって高い卒業率を維持している(表Ⅱ-8)。

表Ⅱ-8 卒業生数と免許・資格取得者数と取得率（過去3年間）

年度	卒業生数	幼稚園教諭 二種免許状	保育士資格	専門職への 就職(進学含む)
令和4 (2022)年度	76名	70名 92.1%	76名 100.0%	70名 92.1%
令和5 (2023)年度	70名	68名 97.1%	69名 98.6%	63名 90.0%
令和6 (2024)年度	77名	74名 96.1%	75名 97.4%	73名 94.8%

教員は入学から卒業に至るまで、学生の特性に合わせた個別指導と組織的な指導を行っている。学生全員を対象とした履修指導は、入学直後のガイダンスで「令和6（2024）年度学生便覧」と「令和6（2024）年度 シラバス」に沿って、教務課とともに担任ならびに学科長、学年担当教員が詳細な説明を行っている。また、全専任教員はオフィスアワーを設定して学生に周知を図り、授業内容に関する質問や学習の進め方の相談、レポート等の課題の指導をはじめ、進路の相談に応じている。

本学では授業の出席を重視しており、出欠管理システム（MyiD）によって全ての授業の出欠が管理されている。その出欠状況は学生、教科担当者、担任、職員がいつでも確認できる。授業欠席回数が3回になった時点で教務課からクラス担当教員に報告があり、教員は該当学生に対して個別に面談を実施して、原因となっている問題の解消や出欠状況の改善に努めている。また、担任は各授業科目担当教員から報告される授業への取り組みの状況も聴取し、必要に応じて保護者の協力も得て学生の指導をきめ細かく行っている。

令和4（2022）年度においては、新型コロナウイルスの流行により、これまで午前8時45分から行っていたホームルームを中止した。代わりに担任・副担任・学年担当教員が、エントランスに受付を設け、健康チェックとして手指消毒の徹底と体温チェック、マスクの着用の確認作業を行い、保育者としてふさわしい生活習慣を身に付けるように指導した。令和5（2023）年度、令和6（2024）年度においては、受付・健康チェック体制は残しつつ、月に1回程度ホームルームを設けて学生指導体制を整えた。

遅刻する学生は授業欠席回数が増える傾向があるため、各セメスター終了時に生活改善のために個別面談を行っている。指導は学年担任が複数で担当し、生活面の振り返りを行い、出欠状況の改善方法と学業への取り組みについて学生から話を聞き、達成可能な目標を設定する等の指導にあたっている。令和6（2024）年度も改善行動が継続できるように支援と指導を続けている。面談した学生には授業態度や出欠状況の改善が見られている。

貞静学園短期大学事務部は総務課、教務課、学生課、入試・広報課、就職課、附属図書館で構成されており、全事務職員がSD活動推進委員会を中心として、SD活動実施計画を立案し、所属する各部署の職務を通じて学習成果の獲得のための支援を行っている。SD研修会等では履修内容や卒業要件などの確認と共通理解を図り、さらにFD・SD合同研修会によって学習成果獲得のための情報を共有して教職員の連携をとっている（表Ⅱ-9）。特に令和3（2021）年度においては前年度からの新型コロナウイルス感染症の流行下における遠隔授業の必要性から、引き続きインターネットを活用した授業がスムーズに展開されるよう教職員向けに重点的に研修を行った。また互いに Teams 上に状況を報告し事務部内の情報や課題を共有することに努め、学習成果や教育目標などの達成状況を把握している。

表Ⅱ-9 SD 研修会及びFD・SD 合同研修会開催一覧表

令和4 (2022) 年度		
第1回	4月1日 (金)	①昨年度の課題と今後の取り組み～Microsoft365について (相木) ②新たに導入されるシステム説明～MyiDについて (茨田)
第2回	4月～ オンデマンド	①Microsoft365について (教務課up) ②Outlookマニュアル (教務課up) ③Onedriveマニュアル (教務課up) ④Teamsマニュアル (教務課up) ⑤Formsマニュアル (教務課up) ⑥MyiD (出席管理システム) マニュアル (教務課up)
第3回	9月12日 (月)	建設会社のSDGs取組事例 ①平和管財株式会社 ②高松テクノサービス株式会社
令和5 (2023) 年度		
第1回	4月3日 (月)	①昨年度の課題と今後の取り組み (事務サイドより) ～Microsoft365及びMyiDについて (茨田) ②昨年度の課題と今後の取り組み (教員サイドより) 出欠席状況・S評価・アンケートコメント・ループリックについて
第2回	8月28日 (月)	③AEDや心肺蘇生を中心とした「応急救護」 (小石川消防署)
令和6 (2024) 年度		
第1回	4月1日 (月)	①昨年度の課題と今後の取り組み (教員サイドより) ～出欠席状況・S評価・アンケートコメント・ループリックについて (岩井) ②昨年度の課題と今後の取り組み (事務部サイドより) (村上)
第2回	8月26日 (月)	①合理的配慮に対する基礎の確認一本学における取組にむけて (近藤) ②先行研究にみる実習における留意事項-合理的配慮の在り方- (野城)

Semesterごとに履修ガイダンスと試験ガイダンスを行い、履修指導を行っている。さらに卒業に向けて、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の申請についての説明会の開催と申請のとりまとめを行っている。卒業後の進路に向けた定期的なガイダンスと個別指導を強化し、就職を希望する全学生が第一希望の職種に進めるよう就職活動を支援している。

学生の成績記録は、学校法人貞静学園文書保存規程に基づき、卒業生・在学生全員について教務管理システムにて一括管理している。また、入学年度ごとに各科目の最終成績表等を保管している。

貞静学園短期大学附属図書館は、貞静学園短期大学附属図書館運営委員会規程に基づき、貞静学園短期大学附属図書館運営委員会により運営されている。図書館には司書が常駐し、蔵書の整理、貸出、レファレンス等を行っている。前年度に継続して令和6 (2024) 年度は、前期・後期はじめに図書館ガイダンスの実施、附属図書館だより第27号 (2024年6月) が発行された。附属図書館だよりでは、新任の先生によるオススメの本の紹介の記事が掲載され、Teamsによる配信及び、令和6 (2024) 年度 貞静学園短期大学公式ウェブサイトで公開している。図書館カウンターでは、教員のおすすめ本の紹介、実習や行事に合わせた展示等を行うことにより学生の学習支援を強化している。また、図書購入計画及び図書廃棄案を作成し、教授会の審議を経て、図書購入及び図書廃棄を行っている。

教職員は、学生の教科学習・実習・卒業研究、さらには大学祭における発表やサークル活動に関して、掲示物、お知らせなどを通じて図書館の利用を積極的に促している。また、貸出用パソコンを活用して、インターネット検索が可能である。学生は、図書館における情報資源を用いて、課題レポート・卒業研究・発表用パワーポイントの作成等を行うことに加えて、日常的にもサークル活動、ボランティア活動、そして学生生活に必要な情報の収集を行っている。令和 6（2024）年度 図書館利用状況報告によると、年間授業利用回数に関して、1 年生 8 回、2 年生 21 回の実績があった。

新型コロナウイルス感染対策を徹底し、過去 5 年間の入館者数・貸出者数・貸出冊数・レファレンス受付件数を振り返ると、多少の増減はあるもののなだらかな回復傾向にある（表 II-10）。

表 II-10 図書館利用状況(過去 5 年間)

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
開館日数 (日)	188	234	244	248	231
入館者数 (人)	6,801	4,077	8,386	7,029	4,284
貸出者数 (人)	1,019	665	1,721	1,598	598
貸出冊数 (冊)	1,863	1,241	3,611	2,802	1,289
レファレンス受付件数 (件)	172	287	726	607	359

教職員は、学内のパソコンを活用して、効果的な授業や適切な大学運営に努めている。授業では、学習成果が上がるようにパワーポイントや DVD・CD を用いた映像や音響効果等の工夫をしながら、学生の授業への動機づけを高めて学習理解を深める授業展開を行っている。ICT の活用として令和 2（2020）年度は Google のドライブ・フォトの活用、令和 3（2021）年度からは Microsoft365 の導入に伴い Teams にて情報データの共有化を図り、教学面の充実を図っている。

学生はサーバー内に各自のフォルダを持ち、学内 LAN に接続できるアカウントが付与されている。そして学生は学習課題やゼミナール論文の作成と実習に関する資料の検索等に活用している。OA 教室をはじめ、学生専用の貸出パソコンを 50 台備えて、事務所や図書館で貸出の対応を行っている。

教養教育科目の「パソコン講座Ⅰ」「パソコン講座Ⅱ」（2 年次旧カリキュラム）及び「情報機器操作入門」（1 年次新教育課程）を卒業選択必修科目として開講し、全学生がコンピュータ技術を習得している。各授業の課題作成やゼミナール論文作成における図書検索では、教員や図書館司書が技術的支援を行い、海外幼児教育短期留学や就職活動の際にもその技術を活用している。特に、令和元（2019）年度からはキャリア教育内で、情報の危機管理教育の一貫として、1 年生を対象に「SNS 等管理と倫理」及び「情報検索と活用」と題して授業が行われている。令和 6（2024）年度も引き続き、授業が実施されている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き完了者に対して、入学前から学習と学生生活に関するオリエンテーションを実施している。本学が目標としている学習成果を獲得する準備態勢を整えるために、課題提出を求め、提出者全員に教員による評価とコメントをフィードバックしている。課題内容は入試広報委員会を中心に検討が進められており、令和7（2025）年度入学予定者は漢字書き取り課題、Microsoft Teamsに関する課題、「紙芝居」に関する課題等を通して、保育現場で必要とされる知識や技術を学ぶ動機づけを高めている。Teamsのログイン方法の理解を促すための課題では、大学生活のための情報収集が入学後スムーズに行える素地を作っている。また、希望者を対象として個別のピアノレッスンを11月から実施している。令和5（2023）年度入学生は42名、令和6（2024）年度入学生は20名、令和7（2025）年度入学生は5名の参加となった。また令和6（2024）年度入学生からは新たな入学前教育として「ていたんスタートダッシュプログラム」を導入した。そこではスムーズな大学生活への移行を目的に、授業見学、模擬授業、在学生・教員との懇談等が実施された。

入学予定者は毎年入学前の3月に行われるオリエンテーションで、学長の講話から建学の精神について学び、授業と学生生活について記載された配布資料に沿って説明を受けながら、本学における学習成果についての理解を深めている。また、教員より入学前課題についての解説等も行われるほか、入学生同士の親睦を図り、在校生を交えてキャンパスライフについて歓談する場を設け、4月からの新しい環境に適応できるように配慮している。令和6（2024）年3月には以下のプログラムで入学前教育を計画し入学前の事前指導を行った。

入学前オリエンテーション（令和7年度入学生対象）

令和7年3月17日（月）

- I. 学長講話
- II. オリエンテーション
 - ① アイスブレイキング
 - ② 2年間の主な予定（行事、研修、時間割、実習、生生活全般等）
 - ③ 事務部より諸連絡（奨学金、通学定期について）
- III. Teams、MyiDについての説明
毎日要する連絡手段について学びましょう
- IV. 校歌の練習
Teams 課題（回答）アンケート

毎年4月には学習成果の獲得に向けて、学生便覧とシラバスを提示して詳細な説明を行っている。令和4（2022）年度よりMyiDでいつでも確認できるようになり、令和6（2024）年度も同様である。学生便覧には本学の概要（歴史、建学の精神、教育理念・目的、三つの方針、学習成果）、行事予定、履修の概要（教育課程、免許・資格取得のための教科目等）、授業を受ける際の注意事項、試験、実習等規約、学生生活、学内情報システム、附属図書館、キャリア支援、奨学金、加入保険、学則（抜粋）等が記載されている。

シラバスには到達目標、授業概要・計画及び準備学習についての明確化が図られ、学習への動機づけが高められるように改善している。平成30（2018）年度に再課程認定に向けて全シラバスの見直しを実施し、令和元（2019）年度からの学習成果の獲得を目指している。

前期・後期に向けた履修ガイダンスのほか、大学行事や試験・就職に関するガイダンスも実施している。保育者として必要な学習と学生生活についての理解を深め、本学での施設・設備を活用して、学生が明確な目標を掲げて有意義な2年間を過ごせるように教職員が連携して組織的な支援を行っている（表Ⅱ-11）。なお、平成30（2018）年度より司書による図書館ガイダンスも組み入れて、図書館を有効活用して学習を深めることができるように支援している。

表Ⅱ-11 令和6（2024）年度 オリエンテーション・ガイダンス

日程	1年生		2年生			
	前期					
4月	3（水）	入学式・学長式辞・教員紹介、担任紹介	2（火）	・学長講話		
	4（木）	・前期履修ガイダンス		・前期履修ガイダンス		
		・図書館利用ガイダンス		・図書館・就職ガイダンス		
		・学生生活ガイダンス		・書類作成等		
	5（金）	・奨学金制度ガイダンス	16（火）	日本学生支援機構奨学金の予約採用説明会		
		・建学の精神（学長講話）	17（水）	公的団体以外の奨学金		
		17（水）	公的団体以外の奨学金	25（木）	海外幼児教育短期留学の説明会	
		22（月）	東京都保育士修学資金説明会	29（月）	日本学生支援機構奨学金の在学採用説明会	
		25（木）	海外幼児教育短期留学の説明会		各都県等保育修学資金 新規申込	
29（月）	日本学生支援機構新規奨学金希望者説明会					
5月	17（金）	私的団体奨学生募集（富山文化財団）	22（水）	私的団体奨学生募集（富山文化財団）		
6月	10（月）	日本学生支援機構予約採用決定者説明会	3（月）	就職ガイダンス		
7月	1（月）	前期定時試験ガイダンス	17（水）	公務員試験の申し込みガイダンス		
	25（木）	文京区保育士ガイダンス	25（木）	文京区保育士ガイダンス		
			29（月）	就職ガイダンス		
8月						
9月	2（月）	後期履修ガイダンス	2（月）	前期定時試験ガイダンス		
		卒業生シンポジウム	9（月）	就職ガイダンス		
		実習ガイダンス（先輩からの体験談）	10（火）	日本学生支援機構奨学金第二次募集案内		
		第Ⅰ期教育実習事前ガイダンス	19（木）	後期履修ガイダンス		
	10（火）	日本学生支援機構奨学金二次募集				
27（金）	埼玉県保育士修学資金 新規案内					
	後期					
10月			3（木）	日本学生支援機構奨学金給付者在籍確認		
11月			4（月）	教員免許・保育士証申請ガイダンス		
			29（金）	日本学生支援機構 貸与奨学生返還説明会		
12月	19（木）	日本学生支援機構奨学金受給中の学生対象				
1月	27（月）	後期定時試験ガイダンス				
	14（火）	日本学生支援機構：貸与継続願手続き				
2月			12（水）	後期定時試験ガイダンス		
3月	3（月）	学生募集停止に関する説明会	13（木）	卒業に向けてのガイダンス（学生課・教務課）		
	10（月）	就職説明会（先輩からのアドバイス）		同窓会ガイダンス		

平成30（2018）年度までは、1年次9月に自然体験の学習と、集団生活を通してコミュニケーションスキルや協調性及び生活技術を習得する目的とした学外宿泊研修を実施していた。令和2（2020）年度よりキャリア教育の一環として4月中旬に埼玉県内の施設において履修ガイダンスを含むオリエンテーションと入学者同士の親睦を兼ねた研修内容を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による休校期間となり、延期となっている。そのため令和4（2022）年度からは新入生の新生活への不安払しょくや友人や教職員とのコミュニケーションを図る目的、また地域理解を深めることを目的として文京区散策をグループごとに実施した。

学生が、本学の学習成果を獲得して、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を取得するためには、明確な目的意識と学習習慣を身につけることが必要である。担任は毎朝行われる健康チェックで、学生の心身状態の把握に努めている。また、年度初めにはクラス全員を対象に個別面談を実施して、授業態度や出席状況及び課題提出状況等の情報を学年担当教員、教科担当教員とも共有して学生の指導にあたっている。必要に応じて Teams 上に学生状況を報告し支援内容について検討して、全教員で指導にあたっている。

特に授業態度や出席状況に問題のある学生に対しては、前期・後期終了時に「生活改善プログラム」を実施し指導している。時間管理と健康管理を万全にして積極的に学業に取り組む態度を育てるために、従来の1週間分のタイムスケジュールを元に改善点を教員と共に考えて、具体的な改善計画を作成し、実行できるように支援している。これは学生に勉学への自覚を促すだけでなく、目標となる行動を明確にして学生が取り組み、継続できるように支援するものであり、効果が確認されている。

基礎学力に関しては令和元（2019）年度より外部機関によるテスト（基礎力リサーチ）を毎年実施して、語彙・計算・論理的思考力・図表読み取り能力についての基礎力を測定して、その結果を全教員が把握している。

保育者に必須となるピアノ技術を向上させるためには、日々の練習が欠かせない。本学では、個室のピアノ練習室20室を常に開放しているほか、各教室には2～3台のアップライトピアノを設置しており、自由に練習できる環境を整備している。また、夏季休暇中には補習レッスンをを行っている。

2年間に5回実施される実習は、教務委員会の下部組織として設置されている実習部会が実習先の選定と学生の配属を決めるほか、学習成果の獲得に向けて年間の行動計画に沿った学生支援を行っている。実習担当教員が学生の実態に即して事前事後の指導を行うほか、各学生の課題を把握して、日誌や指導案の作成、教材研究等の個別指導も行っている。実習期間中は全教員が実習園を巡回して実習生の指導にあたっている。実習中に特に個別指導が必要となった学生には、実習担当教員を中心に巡回担当教員、担任教員などが連携をとって対応し、全ての学生が安心して実習に取り組めるように配慮している。また、巡回時の記録は実習フォルダに保存されており、全教員が閲覧して指導に活用することができる。

教員は個々の学生の基礎学力や学習意欲に応じて、講義・実技においても個別指導を実施している。一定の基準に満たない学生や追再試験前の指導等、随時様々な形で指導を行っている。令和3（2021）年度からは Teams の導入により直接チャット機能を用いた連絡が可能となった。学生からも教職員からも双方向的にやり取りが可能となったことで、よりきめ細やかな個別指導が出来る環境が整っている。

学生が自身の保育者としての適性、学業、人間関係等での悩みのある学生に対しては、担任が窓口となって指導や助言を行っているが、内容に応じて学科長や学年担当教員、教科担当教員も交えて支援する体制を整備して対応している。

本学は通信による教育を行う学科を設置してはいない。

ゼミナールは、令和元（2019）年度より選択科目となっているが、学生が主体的に研究テーマを決めて研究活動に取り組む機会となっている。学生はそれぞれの興味関心のあるテーマについて、文献研究やアンケート調査等による論文作成や保育に活用できる制作に取

り組み、教員の指導を受けながら専門的な知識を深め技術を高めている。ゼミナール発表会は、保育における問題と支援について共通理解が得られる場となっている。1年生に対しては、履修する学生が増加するように今後の学習のより一層の動機づけを図ることになっている。

令和5（2023）年度には、合理的配慮を必要とする学生支援のために、申請手続きについて整備を行った。令和6（2024）年度から学生便覧に申請のための手続きの流れを明記し、支援の運用を始めている。令和6（2024）年度は2名の学生からの申請があり、学生支援チームを発足し支援にあたっている。

以上のように、学習成果の獲得状況を学習・生活両面から量的・質的データに基づき点検を行っている。担任は学年会を通して、また委員会や教授会において全教職員で学習支援の方策について検討し、学生指導に反映させている。また、学習成果は、令和6（2024）年度貞静学園短期大学公式ウェブサイトにより、公開されている。

現在、本学は留学生の受入れ及び留学生の派遣は行っていないが、令和2（2020）年度より「貞静学園短期大学外国人留学生に関する規程」及び「貞静学園短期大学外国人留学生の受入れに関する規則」のもとに受付を開始している。

平成24（2012）年度から学術交流締結校である大韓民国東洲大学校との国際交流を実施している。学生は東洲大学校を訪問して保育学科の授業に参加するほか、附属幼稚園・保育園の訪問・見学と、学生寮での宿泊を通して韓国の学生との交流を行っている。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2（2020）、令和3（2021）、令和4（2022）年度、そして令和5（2023）年度は、中止となった。

平成27（2015）年度からオーストラリア・ブリスベンにあるクイーンズランド大学附属語学学校（ICTE）と協定を締結した。オーストラリア研修プログラム希望学生は同大学附属語学学校幼児教育コースに夏季短期留学をして、保育学科に特化した英語プログラム研修を受講した。令和元（2019）年度から、オーストラリア研修が、教科名「海外幼児教育短期留学」として単位化された。令和4（2022）年度からは、オーストラリアにあるグリフィス大学（Griffith University）と協定を締結したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2（2020）、令和3（2021）、令和4（2022）年度は、中止となった。令和5

（2023）年度は、厚生労働省による新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて、海外幼児教育短期留学を開講した。海外幼児教育短期留学は、10名（1年生：8名、2年生：2名）が履修し、10名全員が、当該教科の単位を取得した。令和6（2024）年度は希望者がいたものの開催人数の10名に達しなかったため、未実施となっている。

大韓民国東洲大学校と海外幼児教育短期留学は、国際交流及び、海外の文化に触れ、異文化交流を通してものの見方・考え方の多様性を理解することで、保育者としての資質の向上につながる良い機会となっている（表Ⅱ-12）。

表Ⅱ-12 海外研修参加状況 (過去3年間)

年度	時期	研修先	1年生	2年生	専攻科介護 福祉専攻	引率教員
令和4年度	※8月	グリフィス大学	—	—	—	—
	※3月	大韓民国東洲大学校	—	—	—	—
令和5年度	8月	グリフィス大学	8	2		0
	※3月	大韓民国東洲大学校	—	—		—
令和6年度	8月	グリフィス大学	—	—		—
	実施せず	大韓民国東洲大学校	—	—		—

※ 新型コロナウイルス感染症のため中止

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援においては学生委員会と担任が窓口となり、学生一人ひとりのニーズに合った支援を行っている。開学当初より担任制を取り入れて学生の意見や要望の聴取に努めており、内容によってはMicrosoft365 (Teams) を活用して常に教員全体で情報の共有化を図り、協働して学生を支援している。支援の必要性については学生本人からだけでなく、

教科担当者から発信されることもあり、担任と共に検討を重ねて、必要に応じて教授会において支援内容について報告されている。

令和4(2022)年度は13回、令和5(2023)年度は12回、令和6年度(2024)年度は11回の学生委員会を開催した。委員会メンバーは毎年度異なるが各学年担任、様々な職位の教員及び事務職員で構成されており、学生の生活支援を行っている。年間を通した学友会の組織は整っていないが、学園行事である体育祭やEXPO TEISEI(大学祭)等の行事においては、選出された学生実行委員が主体的に企画や運営などを担うことで学友会の一端の活動となっている。教員や事務職員もメンバーに加わり、学生とともに各行事が円滑に進むよう支援体制を整えている。特にEXPO TEISEI(大学祭)では学生実行委員会と学生委員会及び企画運営委員会の教員が連携し、学生全員が目的を共有して積極的に参加する動機づけを高め、円滑な運営を行っている。令和2(2020)年度と令和3(2021)年度はコロナ禍での開催を模索しなければならず、ハイブリッド型の学園祭をコンセプトにWEB上での発表と学内メンバーによる対面での実施を実現させた。令和4(2022)年度からは学外からの参加者を復活させ対面で行い、なおかつWEB上の発表を継続して実施した。令和6(2024)年度からは模擬店なども行いコロナ禍以前の内容に復活した。

卒業後は専門学校時代からの同窓会に入会し交流を深めている。毎年3月には同窓会から講演者を選び、卒業を控えた学生に対して、保育者という職業に就くものとして先輩の貴重な体験を聞くための講演会を開いている。また、令和2(2020)年度からはEXPO TEISEI(大学祭)において卒業生にシンポジウムや舞台出演を依頼し、卒業後の活動や活躍について在學生や新入生が触れる機会を設けている。令和3(2021)年度は卒業生のオープンキャンパスへの参加を依頼し、同じく在學生や新入生が現場の体験談を聞く機会となっている。

サークル活動における活動場所の提供や活動経費については、学生委員会が中心となって希望予算額を基に予算案を作成し、後援会からの助成金の調整を行い、有意義な学生生活を送れるよう支援している。令和6(2024)年度は昨年度からの継続サークルが4、新規サークルが6の計10サークルの申請があり、合計10万円のサークル助成金の支援を行った。各サークルには担当教員が割り振られ、サークル活動が円滑に行えるよう指導・助言を行っている。サークルの中には数年にわたり継続しているものがあり、サークルとして定着してきている。「チャイルドシアター」は様々な表現(製作、ダンス)を模索して楽しみながら大学祭やオープンキャンパスなど、多くの場面での発表を目指している。また数年間継続して続いている「公務員サークル」は公務員保育士を目指す学生で構成され、毎年度多くの公務員保育士を輩出している。ボランティアサークルの活動は地域の方々との交流やサポートを通して、保育・福祉関係の職に就くものとしての貴重な経験の場ともなっている。

本学は都心部に位置しており、最寄り駅までも近く、本学周辺には飲食店やコンビニエンスストア等が多数ある。学生数の関係で食事を提供する業者が見つからず、学生食堂は設置されていないが、1階にラウンジ、屋上にはテラスを設けており、常に開放されている。これらは主に昼食時や放課後などに利用されており、友人との憩いの場となっている。1階ラウンジには弁当、パン、即席カップ麺、菓子類、アイスクリーム類の自動販売機があり、2階には電子レンジ、給湯設備、飲料水の自動販売機が設置されている。また、令和2(2020)年度より文京区内の施設で製造された調理パンの販売を本学ラウンジで開始することになり、より一層学生のニーズに応える形となっている。

また、男女別の更衣室内には鍵付きロッカーを設置しており、学生一人に一つずつに貸与（無償）されている。

本学の学生の多くは自宅から通学しており、学生寮は設置していない。

本学は池袋から近く、また最寄りの地下鉄丸ノ内線茗荷谷駅からも近く、交通の便が非常に良いため通学バスの運行は行っていない。また、本学は住宅街にあり、近隣住民への配慮や安全上の観点から自動車、バイク、自転車での通学は禁止している。そのため、駐輪場・駐車場は設置していない。

本学は学生への経済的支援として「貞静学園短期大学奨学金規程」により、独自の奨学金制度を設けている。各年度の学業成績が優秀であり他の学生の模範となる者には A 奨学生として年間授業料の 3 分の 1 に相当する額を給付している。また、家計の急変により就学困難かつ学業継続の意思のある者には B 奨学生として授業料の一部を給付している。さらに、本学は出席を重視しており、卒業時に 2 ヶ年皆勤賞と 2 ヶ年精勤賞（欠席 3 日以内）を授与しており、2 年間を通して優秀な学生には学長賞を授与している（表Ⅱ-13）。

表Ⅱ-13 成績優秀者等の表彰一覧表（過去 3 年間）

年度	学長賞	奨学金(授業料 1/3)		2 力年	
	(5 万)	A 奨学生		皆勤賞	精勤賞
令和 4 年度	1 名	1 年	2 名		
		2 年	3 名	0 名	9 名
令和 5 年度	1 名	1 年	2 名		
		2 年	3 名	1 名	5 名
令和 6 年度	1 名	1 年	2 名		
		2 年	3 名	0 名	5 名

※令和元年度より皆勤基準の見直しあり（就職にかかわる理由も出席とは認めない）

また、本学では入学時に経済的支援を行うための「特待生制度」を設けている。「A 特待」とは入試年度 3 月高等学校卒業見込みであり、評定平均値が 3.5 以上、出席が皆勤の者、「B 特待」とは入試年度 3 月高等学校卒業見込みで、評定平均値が 3.0 以上、欠席が 10 日以内の者という条件があり、「A 特待」は入学金の全額（25 万円）、「B 特待」は入学金の半額（12.5 万円）が免除されている。利用状況は年度によって若干異なるが、約 8 割の学生が利用している。（表Ⅱ-14）

表Ⅱ-14 貞静学園短期大学特待生制度利用状況（過去 3 年間）

	A 特待	B 特待	計
令和 4 (2022) 年度	10 名 (13.9%)	39 名 (54.2%)	49 名 (68.1%)
令和 5 (2023) 年度	18 名 (21.2%)	40 名 (47.1%)	58 名 (68.2%)
令和 6 (2024) 年度	6 名 (16.7%)	24 名 (66.7%)	30 名 (83.3%)

() 内は入学生全体に占める割合 小数点以下四捨五入

さらに、日本学生支援機構奨学金制度や民間団体の奨学金や地方公共団体の奨学金の紹介も積極的に行っており、東京都社会福祉協議会の奨学金である「東京都保育士修学資金」も含めて、その該当者は表Ⅱ－15の通りである。

表Ⅱ－15 日本学生支援機構（貸与・給付）・東京都保育士修学資金（過去3年間）

	日本学生支援機構				東京都保育士 修学資金
	1種	2種	給付	計	
令和4 (2022)年度	11名 (15.3%)	14名 (19.4%)	10名 (13.9%)	35名 (48.6%)	9名 (12.5%)
令和5 (2023)年度	16名 (18.8%)	17名 (20.0%)	14名 (16.5%)	47名 (55.3%)	2名 (2.4%)
令和6 (2024)年度	4名 (11.1%)	7名 (19.4%)	1名 (2.8%)	12名 (33.3%)	7名 (19.4%)

()内は新入生全体に占める割合 小数点以下四捨五入

修学意識がありながらも経済的な理由により進学が困難な学生に対して、経済的負担の軽減を目指した「高等教育の修学支援新制度」が令和2(2020)年度から開始される。本学はその対象機関の認定申請を行い、文部科学省から学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学として機関要件を満たしていることが確認・公表されている。

学生の健康管理については、年1度の健康診断の実施や保健室を設置して看護師資格を有する教員が体調管理に務めている。また、必要があれば嘱託医に相談できるような体制を整えている。メンタル面では臨床心理士のカウンセラーが来学し、学生が相談できる体制を整えている。カウンセリングは予約制であり、学生自身が気軽に尋ねることが出来るように窓口に応答書の受け付け箱を設定している。カウンセリング室は2室設置されている。

深夜に及ぶアルバイトをしている学生については、学生の生活改善及び負担軽減を含めたアドバイスをし、将来につながる保育所等のアルバイトの紹介なども行っている。保育系アルバイトの紹介は就職課と担任で連携して行われている。

学生からの意見や要望は担任やゼミナール担当教員が広く聴取できる体制が取られている。特に、担任は学生と話し合う中で、様々な学生の意見や要望を把握している。それらはMicrosoft365 (Teams) に報告し合う中で情報共有され、必要があれば教授会等の会議などで話し合われている。保育実習Ⅰ(施設)の補助金制度は「施設実習にかかる宿泊費負担の多さ」について学生から改善の要望があり、令和元(2019)年度から実施されている。また、就職支援コーナーには学長に直接要望等を行える「ボイスボックス」が設置されており、学生が自由に記述し投函できるように環境を整えている。令和3(2021)年度以降はMicrosoft365 (Teams) が導入され、チャット機能などを用いて学生から直接、事務部への質問や教員への質問が出来る環境が整えられた。

これまでに留学生及び社会人学生の受入れについては、令和2(2020)年度より「貞静学園短期大学外国人留学生に関する規程」及び「貞静学園短期大学外国人留学生の受入れに関する規則」と、「貞静学園短期大学社会人の入学に関する規程」及び「貞静学園短期大学社会人学生の受入れに関する細則」を定めて支援体制を整備し募集を行っていたが、希望者

がいなかったことを踏まえ、令和 6（2024）年度より募集活動を行わないことを決定した。

科目等履修生の受け入れ実績はあり、受講時の座席やグループワークのグループ編成方法等に配慮し、受講しやすい環境を整備している。

身体的な障がい者に対する施設設備としては、障がい者用多目的トイレ、車椅子を想定したスロープや手すり、点字によるエレベーター案内版などを整備している。

本学の学生以外の者で、本学の一科目または複数の授業科目を履修する「科目等履修生」及び本学以外の大学に在籍する学生で、本学において授業科目を履修することを志願している「特別聴講生」については、「貞静学園短期大学科目等履修生・特別聴講生等に関する規程」により、受入れ体制を整えている。

本学は、教員や就職課事務職員が学生の地域活動、地域貢献、ボランティア活動を紹介して、社会的活動への参加を積極的に推進している。毎年、1年生は夏休みに保育所や幼稚園等でボランティア活動を行っており、この活動は「キャリア教育」に組み込まれているが、活動までの準備や活動後のまとめは「教育実習事前事後の指導」で指導を受けている。

また、「東京都障害者スポーツ大会」へのボランティア活動も積極的に行われている。このボランティアについては体育科目の授業内で保育の道に進む者としてその重要性や必要性が話されており、毎年度本学保育学科の多くの学生が参加している（前掲 基準Ⅰ-A-2）。この他にも「赤い羽根共同募金」への協力は毎年度行っている。毎年度の1年生全員が日本赤十字社による「献血セミナー」を受講して、献血の重要性に対する意識を高めている。本学のある文京区内のボランティア活動については「区内児童館への出張講座ボランティア」、「文京区アカデミア講座」、「文京区心身障害者・児 通所施設合同運動会」のボランティア等、地域に根ざしたボランティア活動に積極的に参加している。

地域活動としては、本学が位置している文京区茗荷谷町会主催の「茗荷谷町会子どもハロウィンイベント」に毎年多数の学生が参加している。本学の近隣に居住している300名近い子どもが参加するこのイベントに、本学保育学科学生50名前後が毎年参加している。子ども達の誘導や引率を通して、保育者として必要な実践力を身につけることをめざしている。毎年多くの学生が参加しているこの茗荷谷町会主催のイベントに、本学学生は必要不可欠となっている。また令和4（2022）年度より新たに「小石川こども食堂」のボランティア、令和6（2024）年度からは一中祭のボランティアに参加している。

これらのボランティアや地域貢献などの活動に参加した学生には、就職時の推薦書や人物評等にその事実を記入し、評価していく体制を整えている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学の学生は2年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得をめざしており、多くの学生は保育関連への就職を希望している。令和6(2024)年度の卒業生のうち、進学・留学等を除く就職希望者の100%が保育所、幼稚園、社会福祉施設に就職している。

1年次から卒業後の進路を見据えて就職支援ガイダンス日程表をもとに、就職や進学支援を行っている。毎年1年生・2年生に就職希望調査を行い、その結果を踏まえて担任が学生と個人面談を重ねている。就職支援は担任だけではなく、就職課職員、学年教員、ゼミナール担当教員等の複数の教職員が就職相談に関わり、全学的な支援を行っている。各教職員の行った面談、就職相談内容は「就職支援データベース」に入力され、全教職員が一人ひとりの学生情報を共有できるシステムとなっている。学生との面談や就職相談はA館2階「学生指導コーナー」やA館1階就職支援コーナー及びA館4階の「カウンセリング室」(2室)等を活用し、個人情報保護に配慮しながら就職支援を行っている。

就職支援は面談や相談だけでなく、1年次から毎年度保育士模擬試験及び作文模擬試験を行い、試験結果を進路選択の指標の一つとし、学生本人だけでなく全教職員が共有できるようになっている。また、保育士模擬試験結果や学生本人の希望や資質等を考慮し、書類作成、実技・面接等の指導も含めた総合的な就職活動支援を行っている。公務員志望の学生には、公務員試験対策講座を開いて定期的に教員が問題集の解説を行っている。その結果、公務員試験合格者数(補欠合格者含む)は、令和3年度は10自治体に11名、令和4年度は8自治体に12名、令和5年度は11自治体11名、令和6(2024)年度9自治体に15人であった。令和元(2019)年度の1年生からは教養教育科目「公務員試験対策講座」を選択科目として開設し単位化している。今後は「公務員試験対策講座」の担当教員、2年の担任、就職課職員がさらなる協力、連携を行い、公務員をめざす学生への就職支援を行っていく。

就職については、令和4(2022)年度は就職委員会を、令和5(2023)年度からは学生委員会の下部組織として就職部会を設置し就職課が担任と連携して学生の就職活動状況を把握して、複数回にわたり担任と活動内容や面接対策について検討している。毎年度卒業生の就職先一覧表を作成して教授会で報告するとともに、卒業式や入学式では保護者や卒業生・入学生に個人情報に配慮した一覧表を配付している。

就職課では受験した学生から試験内容を報告してもらい、就職支援の資料として集約して学生の閲覧資料として活用している。就職支援コーナーでは最新の求人情報について、簡易資料検索と詳細資料検索ができるようになっている。2年生は10月に毎年実施されている長期にわたる教育実習期間中も、専用のメール配信システムを利用して求人情報を入手できる体制が整備されている。また、令和5(2023)年度より就職検索システム(キャリアタスUC)が導入され、学生自ら検索をして活発に活用されている。(表Ⅱ-16)。

表Ⅱ－16 就職支援実施状況一覧表

実施事項	内 容
求人情報 開示	○種別ごとファイル分類（保育所、幼稚園、施設など） ○過去問の一覧表作成 ○求人票の電子化
就職啓蒙 活動	○就職フェア等を Teams で発信、ポスター掲示の実施 ○卒業生の就職先一覧を掲示
教職員連携に よる就職指導	○学生の希望調査 ○模擬試験の実施 ○就職ガイダンスの実施 ○受験先決定へのアドバイス ○見学手続き ○模擬面接の実施 ○受験手続の支援 ○就職決定先での研修支援 ○就職先への挨拶等

卒業後にさらに学業の継続を希望する学生もいる。四年制大学には 2022 年度、2023 年度はともに 1 名ずつ、2024 年度は 2 名の学生が編入した。今後は多様化する進路支援に対応する体制が必要になってくると思われる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学習成果の獲得に向けて、授業評価をもとに各教員が実施した改善内容とその成果について、教員間で共有して、PDCA サイクルをより機能させる方法について検討することが課題として挙げられる。

毎年 4 月に開催される教員懇談会では、各教員が授業を進めるうえでの留意事項や、新 2 年生の傾向とその指導内容について共有している。

平成 30（2018）年度より年度初めに図書館を有効かつ快適に利用するためのガイダンスを図書館司書が実施しているが、今後さらにレファレンスサービスの向上と授業内利用も含めた図書館の利用方法の周知とサポートについて継続して審議していくことを課題としている。

インターネットを用いた授業は、令和 3（2021）年度より Wi-Fi 環境の整備がされ、各教室、多目的ホール、ラウンジ、図書館など全館で行うことが出来るようになった。しかし、地下の体育館など電波状況が弱い場所も見られるため、今後は、学内のより多くの場において、より一層の Wi-Fi 環境の整備を視野に入れていくことが課題となる。また、今後、学生のコンピュータ活用の需要がますます高まることが予想されるため、危機管理の指導を強化し、情報管理に努めることが重要である。さらに教職員のコンピュータを利用する技術の向上を目的とした、学外及び学内研修会参加の機会を増やしていくことも必要である。

情報処理関連科目とピアノの授業では学生の進度に応じて個別指導体制をとっているが、今後、他教科も含めて基礎学力の個人差に大きなばらつきがみられるようであれば、能力別学級編成等についても検討していく必要がある。

現在、障がいのある学生が在籍しており、実習等への配慮をしている。現状を鑑みて、今後、障がい者受入れ指針の構築や支援法等の障がいのある学生への支援体制については、今年度、基本的な受け入れの方針を教授会にて決定し、大学ホームページや募集要項等で公開を行う。

進路支援の課題として、平成 30（2018）年度から四年制の大学に編入した学生も複数名いることから、四年制大学に編入を希望する者への支援を整備する必要がある。

また、オーストラリア夏季短期留学や国際交流と関連して、国外の保育施設や国内のインターナショナル保育施設に就職する学生が微増していることから、社会全体のグローバル化・国内保育施設への外国人就業者の子どもの在園に応じて、学生の進路指導もまた国際的視野に基づき取り組むことが求められる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

毎年、新入生アンケート、短期大学基準協会短大生調査、そして2年次の3月に卒業時アンケートを実施し、結果を教職員で共有している。令和元(2019)年度の卒業時アンケートは平成30(2018)年度までの質問項目を見直し、学習成果の獲得と本学の感想や本学への要望等について調査した。その結果、新学習成果の8項目について、それぞれ8割前後(79~84%)が達成されていると学生が認識していることが明らかになった。また、本学について、2年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方が取得できたこと、専門的な興味深い授業を受講できたこと、ピアノ初心者であっても確実な基本技術を習得できたこと、学友と交流できる環境の豊かさ、教職員が常に学生を支援する体制がとれており、学生が安心して学業や就職活動に取り組めたこと等について、学生の満足度の高さが示された。この内容は令和3(2021)年度、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度、令和6(2024)年度の卒業時アンケートにおいても同様であり、本学の受験生が志望理由として挙げる内容と一致している。今後、施設設備や学内環境についての学習支援と行事や日々の学校生活についての満足度も向上させるために、各委員会をはじめとしてさらに検討していく必要がある。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

- ・教員個人調書 ・貞静学園短期大学紀要 ・貞静学園短期大学危機管理ガイドライン
- ・科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得書類 ・貞静学園短期大学事務組織規程
- ・学校法人貞静学園貞静学園短期大学教職員就業規則 ・学校法人貞静学園育児休業規程
- ・学校法人貞静学園介護休業規程 ・貞静学園短期大学教職員定年・退職規程
- ・貞静学園短期大学教職員任免規程 ・学校法人貞静学園教職員給与規程
- ・学校法人貞静学園ハラスメント防止規程
- ・学校法人貞静学園個人情報法保護に関する規程等

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、保育士・幼稚園教諭養成をめざす「保育学科」単科の短期大学であり、免許資格取得に求められる教育科目に基づき、専門分野・経験などを考慮して教員を配置している。本学保育学科は入学定員120名（収容定員240名）で、必要専任教員数は13名であるが、以下に示すように学長以下13人である。

専任教員数（令和6年5月1日現在）（人）

学科	教授	准教授	講師	助教	計
保育学科	4	3	5	1	13

令和6年5月1日現在、教授4人、准教授3人、講師6人、助教1人合計13人であり、職位並びに担当教科は上に示す通りであり定員120名の保育学科として短期大学設置基準に基づいて運営されている。男女比は、男6名：女7名で、年齢別構成は、60歳～：3名、50～59歳：5名、40～49歳：3名、30～39歳：2名となっており、男女比並びに年齢構成、保育学科設置担当教科のすべての面において非常にバランスの取れた適切な専任教員組織が編成できていると考えている。

本学は、「貞静学園短期大学教職員定年・退職規程」により、65歳定年を原則としており、学生に対して常に活気ある授業がなされるよう、そして教員各自の研究・教育活動への不断の努力による昇任がなされるよう学科運営がなされており、学生の学習成果獲得をめざした教員配置となっている。

教員養成に係る組織及び教員数、各教科への専任教員の設置は、短期大学設置基準第20条・22条を遵守し、教育上重要と認められる授業科目（主要授業科目）については原則として専任の教授、准教授が担当することとし、さらに平成30年度文部科学省再課程認定において認可、並びに東京都福祉保健局より新保育所保育指針に対応するための教科・教員配置として認可された体制で教育活動を実施している。保育学科は保育者養成に携わる学科であるため、五領域担当教員、教育実習・保育実習並びに心理学・福祉学関係教員、66条の6担当教員等について専任教員をバランス良く配置し、充実した教育内容の実施に努めている。学習成果獲得のため教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任）を配置している。

全国保育士養成協議会が主催する認定実習指導者については、1名の配置では異動等が生じた場合欠員となるため、令和6年度講習会に保育実習関連を担当する教員を派遣し、2名の教員が認定実習指導者としての資格を取得している。

教科担当教員の業績・指導実績を鑑み、本学保育学科の学生が幼稚園教諭2種免許状並びに保育士資格取得をめざし、さらに社会に貢献できる人材として本学の求める資質を獲得することができるよう教員配置を行っている。

専任教員の学位に関しては研究業績と共に本学ウェブサイト上に公表しており、学位、

教育実績、研究業績等短期大学設置基準の規定を充足し教員で構成されている。

本学の実務家教員の配置に関して、令和6年度（2024年度）の科目担当を決定した。

本学の求める学習成果に応じた実務を有する教科担当者を配置し、新課程に対応している。専任教員の採用・昇任の基準は、「貞静学園短期大学教員選考規程」第3条により規定されており、人事委員会（委員長は学長）で審議・決定し、理事会の承認を得た後、教授会で報告されている。教授、准教授、講師、助教の職位に関しては、同規定第4条、第5条、第6条、第7条により厳格に決められており、短期大学設置基準の第23条・24条・25条も遵守している。

非常勤教員の採用に関しては、必要教科担当について欠員が生じたときに公募を実施し、「貞静学園短期大学非常勤講師規程」に基づいて、本学の指定する履歴書、研究業績及びその他必要な書類を提出の上、人事委員会規程に基づいて選任された委員による厳密な選考審査を経て、学長が任用を決定している。短期大学設置基準第20条を遵守して主要授業科目には専任教員を配置し、非常勤講師選考の際には専任教員では担当出来ない教科、複数担当が必要な教科等教員が不足する教科に関してのみ任用対象としている。さらに選考の際に本学の建学の精神を良く理解し、学生への学習成果に資する人材と判断した時、任用を行うこととしている。非常勤講師も毎年4月新年度初日に実施される教職員オリエンテーションへの出席を必須とし、その折に保育学科全体並びに担当領域に分かれた会議を持ち、専任教員と共に本学の教育理念・教育目標を共有し、各教科の授業到達目標を学生に担保できる教員として研究活動を継続し、それを十分に生かした授業内容を構築・実践し、学生指導ができるよう各教員の意識を共有できるようにしている。

非常勤講師にも保育学科教員として担当教科目に適合した研究活動を行っているかどうか毎年4月に専任教員同様、業績書の提出を義務づけており、研究活動が複数年停滞している非常勤教員には学長より注意勧告がなされるようになっている。貞静学園短期大学紀要への投稿も専任教員同様、非常勤講師にも門戸を開いている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員は担当教科に資する研究活動を大学より奨励されており、論文発表、学会報告、著作を行っている。研究成果を授業実践に活かすだけでなく、社会から本学に求められる様々な依頼（公開講座講師、セミナー担当者、保育関係施設への出張授業等）にも活用している。

専任教員は、毎年度4月に研究業績書を学長に提出することが義務づけられており、各教員の研究活動状況を本学ホームページ(情報公開)上で社会に公開している。

保育学科単科短期大学であり、保育学科専任教員13名と小規模短期大学であるが、大学として、学生の学習成果獲得のため平素より教員の資質向上が重要であると考えられており、非常勤講師も含め各教員の研究活動の推進が奨励されている。教員各自の研究内容及びその成果が現代日本の保育・教育の現状に対して汎用性を持つことを確認するためにも、外部資金の獲得をめざすよう努力義務として勧められている。

貞静学園短期大学専任教員の直近の科学研究費補助金、外部研究費獲得状況に関しては該当者なしとなっており課題である。

専任教員には「貞静学園短期大学研究費規程」に基づいて、研究活動に必要な諸経費として個人研究費年額一律50,000円が支給されている。個人研究費は(1)図書・機械、備品・用具・消耗品に関する費用(2)学術団体における活動に関する費用(3)調査・資料収集等の目的で出張する際の交通費及び宿泊費(4)その他、研究のための支出であると認められるものに対して使用することが認められている。その際に教員は本学に整備されている「貞静学園短期大学公的研究費の不正使用への対応に関する規程」並びに「貞静学園短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を遵守し、「学校法人貞静学園調達規程」に従って事務部に申請し、学長決裁の下に事務手続きを行っている。学外競争的資金受給者には別途内規である「学外研究費等の取り扱い及び使用方法」が配付され、その手続き方法を遵守するよう周知されており、現在まで個人研究費、公的資金は問題無く使用され、研究成果をあげている。

毎年度、教授会において「研究倫理遵守」規程関係を議題に取り上げ、事務部長より全専任教員に周知する機会が設けられている。さらに全教員の研究倫理教育のため「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得—(丸善出版)」を教員会議室、図書館に設置してある。

専任教員の研究成果を発表する機会として、「貞静学園短期大学紀要」を毎年1回刊行している。研究論文集は、学校法人貞静学園 貞静学園短期大学「研究紀要」編集要綱(内規)に基づき、投稿後学内外の査読者による査読を経た論文のみ、査読結果に応じて「研究論文」「調査報告」「実践報告」「研究ノート」等に分類され掲載されている。

(原則として毎年掲載論文は10編以内)貞静学園短期大学紀要は、専任教員の研究成果を発表する機会として、開学後毎年度末3月に発行されている。

令和6年度(2024年度)発行の貞静学園短期大学紀要第16号には、6名(共著を含む)が本学での担当教科および各種委員会に焦点を当てた研究成果を掲載している。

専任教員が研究を行う研究室は全て整備されており、各研究室に専用のPCを設置している。専任教員が研究を遂行する上で協議・検討ができるよう研究室はワンフローに集約している。

専任教員は学生指導に十分な時間を割き、各委員会の活動を行い、短大の行事に積極的に参加している。教育にあっては研究、研修が必須であるため、週1日研究日を設け、研究時間の確保に努めている。研究日は授業時間割を勘案し、各教員の希望を聴取した上で、毎年度第1回教授会において意見を述べる事が出来る事項として審議・決定されている。

専任教員は各学会での発表、調査研究等のために有給休暇を取得している。

FD活動にあたっては、「貞静学園短期大学FD委員会規程」をもとに、授業・教育方法の改善のためにFD委員会が中心となり、全教員の研修活動を進めている。全専任及び非常勤教員の担当教科について Semester毎に学生の「授業評価アンケート」を実施している。教科全体の各項目の平均値を出し、教員個人の授業評価データとともに、各教員が自己の評価結果と照らし合わせることで、どの部分に不足があるかを検討し、次学期以降の授業計画に反映することとしている。

またFD委員会主催の研修会を毎年行っており、そこでのテーマに対して発表や研究が活発に行われている。

公開授業は他教科との内容の関連や授業方法の共有を図るため、公開授業日を設定し、相互に授業参観を行っている。さらに2022年度よりグッドティーチング賞を創設し、授業の工夫が顕著であり授業評価アンケートの結果が良い（＝授業への愛好度が高い）授業科目担当者）を選出し、受賞した翌年に受賞者が授業を公開し全教員が参観している。参加教員は各自「授業参観報告書」を作成し、公開授業後研修会において授業での工夫できる点について共有している。専任教員だけでなく非常勤講師も受賞対象としており、一昨年度の受賞者は非常勤講師であった。さらに毎年4月初日のオリエンテーション時に非常勤も含めた全教職員で授業での課題、各学生の指導内容の共有を図っている。

以上のような取り組みを通して授業内容や教育方法について相互に学び合うことができ、さらに質の高い授業実践に向けた改善を行うことができている。授業内容、授業方法の実際について、担当分野に偏らず教員間で朝のミーティングやフリータイムを利用して意見交換を行い、密に意思疎通を図りながら、建学の精神や本学の教育理念に基づいた共通認識を持った上で授業実践や学生への対応を行っている。

2024年度 FSD 研修会
実施日： 2024年8月26日（月）
時 間： 15:30～16:50
場 所： 403 教室
対 象： 本学教職員
目 的： 合理的配慮を必要とする学生への対応についての勉強会
テーマ： 貞静学園短期大学でできる取り組みを模索する

プログラム
15:35～ 入学前の説明について…入試・広報委員会

15:40～ 入学後の流れについて…学生委員会		
15:50～ 「合理的配慮に対する基礎の確認—本学における取組にむけて—」		
16:00～ 「先行研究にみる実習における留意事項—合理的配慮の在り方—」		
16:10～ 意見交換・グループディスカッション		
16:40～ 各グループで話し合われたことの発表（グループ長より）		
グループ① 403	グループ② 401	グループ③ 402
※学長先生は随時、各グループへ入っていただく		

本学には、以下の委員会を置き、それぞれの委員会において学生の学習成果獲得、学生生活向上のため検討を重ね、教授会に「意見を述べる事項」「意見を述べる事が出来る事項」として議題を提出し、審議の上、全専任教員が同じ方向性を持って日々の教育活動に携わることができるよう取り組んでいる。委員会委員には専任教員の担当教科、担任、業務経験等を鑑み、適材適所に配置して委員会活動を行っている。各教員が複数の委員会に所属していることから、委員会間の共通認識の上に委員会活動を行っている。各委員会には関係事務部も出席しており、学内関係部署と連携して日々の教育活動を円滑に行っている。

令和6年度所属委員会一覧

委員会	所属委員数（委員長以外）
学生	教員5名、事務部学生課2名
教務	教員4名、事務部教務課2名
入試・広報	教員5名、 事務部入試・広報課4名
附属図書館運営	附属図書館長、教員5名、司書
FD	教員7名、事務部2名
自己点検・評価運営	教員6名、事務部長他2名

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3の現状＞

短期大学の事務組織は、「貞静学園短期大学事務組織規程」（以下「事務組織規程」という。）に基づき事務部長、事務部次長の下に総務課、教務課、入試・広報課、学生課及び就職課で組織され、ほかに附属図書館司書1名を配置している。また、本学には保育学科と専攻科介護福祉専攻を設置しているが事務処理は一体として取り扱っている。

事務部長は、事務組織規程により学長の命を受けて事務部の事務を管理し、所属職員を指揮監督している。また、各課及び附属図書館司書の業務についても事務組織規程において責任体制が明確にされており、専門的な職能に基づいて配置されている。

各課職員はさらにそのときに応じた専門的な職能を身につけるため、当該職務に関する学内外の研修やセミナーに積極的に参加している。

本学の事務部は第1事務所（総務課、教務課、学生課）と第2事務所（就職課、入試・広報課）に分かれ職務を遂行している。それぞれにパソコン、コピー機を設置し、学内ネットワークに接続している。印刷関係、裁断機等、書類庫は別室に設置してあり効率的に仕事を行っている。

本学では、事務部・教員・学生を一体とした学長を頂点とする「貞静学園短期大学危機管理ガイドライン」を作成しており、本学利用者生命の擁護のため、発生すると想定される危機に迅速に対応することとしている。

【貞静学園短期大学危機管理ガイドライン】

- ・危機管理ガイドライン（第1章総則、第2章平常時の危機管理、第3章緊急時の危機対応、第4章危機収束後の対応）
 - ・緊急時の全学連絡網
 - ・各時間帯における危機発生時の通報体制
 - ・危機発生時における学生及び教職員安否確認
 - ・大地震発生時
 - ・火災発生時
 - ・火災時避難経路
 - ・感染症対策マニュアル
 - ・災害時妊産婦・乳児の支援活動
 - ・妊産婦救護所開設時見取り図
 - ・緊急連絡先一覧

本学は文京区と協定を結び、災害時における妊産婦・乳児を一時的に受け入れる「妊産婦・乳児避難所」として指定されており、新生児用紙おむつや非常時用の分娩セット、食料等を文京区から委託され備蓄している。また、文京区役所と直結した防災無線が設置され防災機器を整えるとともに本学独自の自家発電装置を設置し停電時に備えている。さらに外部の警備会社に委託して24時間体制の監視を行っている。「学校法人貞静学園消防計画」に基づき、毎年防火教育訓練等を実施（2018年度は3月実施）しており教職員・学生共に防災意識を高めている。

情報セキュリティに関しては万全を期している。学内ネットワークには学外の PC からの接続禁止システムが構築されており、教員も外部から接続することはできないようになっている。学部からの持ち込み PC を学内サーバーに接続することもできない。さらにウィルス対策も厳重に実施し、学生にはガイダンス時に情報セキュリティ教育を行っている。

業務開始時には業務の課題や当日の業務予定、教員を含む学内での動き等を事務部全体で共有し、各課間の連携の下業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善を図っている。

2015 年（平成 27 年）4 月 1 日より「貞静学園短期大学 SD 活動推進委員会規程」が施行され、SD 活動をより積極的に行っている。SD 活動推進のため学長と事務部長、事務部次長、入試・広報課、就職課、総務課から各々課員 1 名からなる SD 活動推進委員会を開催している。SD 活動推進委員会の下、事務職員は日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、研修成果を職務に反映させ、教育研究活動等の支援を図っている。

事務職員は、関係各種委員会に参加しており、学生の学習成果向上に向け、教員と連携して職務を遂行している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関しては、

就業規則、

学校法人貞静学園育児休業規程、

学校法人貞静学園介護休業規程、

貞静学園短期大学教職員定年・退職規程、

貞静学園短期大学教職員任免規程、

学校法人貞静学園教職員給与規程、

学校法人貞静学園ハラスメント防止規程、

学校法人貞静学園個人情報法保護に関する規程等を整備している。

教職員の就業に関する規程は、採用時に配布し、新任教職員に周知徹底している。さらに規程の改廃があった場合には、全教職員に配付し周知徹底している。

教職員の就業管理については、「学校法人貞静学園貞静学園短期大学教職員就業規則」に基づき、出勤・退勤、勤務時間、出張、年次休暇、特別休暇、日直、研修等適正に管理している。教員の欠勤や遅刻・早退等は、学科長が把握して学長に伝えるとともに専任教員が交代で日直を担当し、学校日誌に記録している。また、職員の休暇、欠勤、遅刻・早退等は事務部長が把握し学長に伝えるとともに事務職員が交代で事務日誌に記録している。図書館司書は図書館日誌を学長に提出し報告している。出勤・退勤は、非常勤講師も含め教職員が

ICカード入力を行い、事務部で一括管理している。非常勤講師の就業に関しては、「貞静学園短期大学非常勤講師規程」が定められている。本学職員の採用は、「貞静学園短期大学教職員任免規程」に基づいて行われる。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員に関する研究上の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程に関しては、今後のより活発な研究活動実施のために規程を整備していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

本学は保育学科単科の短期大学であり、本学の教育目的を実践するための教員配置は、理論と実践を兼ね備えた教員による学生教育が重要である。そのため本学における教員採用にあたっては、実務家教員も一定数採用している。その際にも理論のバックグラウンドを持って指導できる人材の確保の観点から、でき得る限り修士以上の学位を修得した実務経験者を採用している。

保育学科教員として学生の授業に携わる上で、常に研究の姿勢が重要であり、学会等での発表並びに論文執筆を課しており、毎年業績の提出を義務づけている。さらに保育学科の教員としての資質の確保をめざし、教員の研究課題・内容が社会的に認められるものであるかどうかという観点の質保障のため、学外資金の獲得に向けて努力するよう勧めており、成果が出て来ている。

また授業実践の観点から他教員の公開授業を通して実践力を付け、教員間で問題を共有するためにFD研修会において毎年公開授業を行っている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- ・校地・校舎の図面 ・貞静学園短期大学附属図書館運営委員会規程
- ・貞静学園短期大学附属図書館規程
- ・貞静学園短期大学附属図書館貸し出し規定 ・図書館蔵書数

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は、校舎敷地 2,6733 m²、運動場用地 1,458 m²であり、短期大学設置基準の規定を充足している。運動場は、茨城県取手市に適切な面積の運動場を有しているが、体育関係授業は本学体育館で実施している。校舎の延べ床面積は、4,331 m²(すべて自己所有)であり、短期大学設置基準の規定を充足している。校門から玄関まで点字ブロックを敷設しているほか、玄関・階段等にスロープ、手すりを設け、障がい者専用駐車スペースを確保し、多機能トイレを設置、エレベーターにも点字表示を施し、障がい者の来校に対応できるようにしている。専攻科介護福祉専攻の授業用の施設、設備、備品は整っているが、それ以外の障がい者対応は現在行われていない。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室 7 室、大講義室 1 室、ピアノレッスン室 5 室、ピアノ練習室 20 室、特別教室 1 室、OA (情報処理) 教室 1 室、家政学実習室 1 室、自習室 1 室、教材室 1 室、準備室 1 室を用意している。

通信課程は開設していない。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うため、講義室はすべて学内 LAN に接続でき、プロジェクター及びスクリーンを使って学生へのプレゼンテーションを行えるようになっている。ピアノレッスン室には全室グランドピアノを設置、家政学実習室には調理用具及び乳児保育・小児保健関係用具、特別教室 (造形教室) には美術用具を設置し、また幼児教育指導法のための楽器類を整備している。OA 教室は、情報機器操作入門・応用の授業は勿論、英語コミュニケーション I・II や他の双方向の授業、ゼミナール等で十分な学習成果を得るため、PC50 台を平成 27 年度 (2015 年度) に入れ替えている。同時に無線 LAN 設置と移動可能な机に入れ替え、アクティブラーニングを積極的に推進できるよう環境を整備している。

附属図書館は校舎の 3 階にあり、その面積は 295 m²で、閲覧席には学内 LAN 接続コンセントを各テーブルに設置している。図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数は、短期大学設置基準を充足している。

令和 6 年度 (2024 年度) 末までの分野毎の蔵書数は、表の通りである。図書館司書が常駐するカウンター、検索用 PC、特別教室 (OA 教室) から遠隔使用できるプリンター、学生用コピー機等を設置し、OPAC のシステムを導入し、学生の学習環境を整備している。蔵書は本学の教育目的に沿った保育、福祉関係の書籍が多い。雑誌は、和雑誌、洋雑誌を 58 種所蔵されているが、学術雑誌及び一般雑誌も保育や介護にかかわる分野のものであり、広く学生に活用されるものを揃えている。

令和6年度 図書の蔵書数（分野別）

	総記	哲宗	歴地	社会	自然	技術	産業	芸術	言語	文学	計
和書	1,085	1,254	740	11,872	2,212	510	79	5,114	737	2,859	26,435
洋書	3	30	2	269	47	9	0	240	58	131	809
計	1,061	1,284	742	12,141	2,559	519	79	4,075	795	2,990	27,244

附属図書館の図書購入については、購入図書選定システムが確立している。購入図書選定に関しては、本学の「教育課程編成・実施方針」に基づいて、学習成果に反映するために授業等で使用する参考図書や関連図書を中心に、保育学科・専攻科介護福祉専攻等の学科希望・学生希望を取り入れ、附属図書館運営委員会が購入図書選定リストを作成し、教授会で審議決定している。

廃棄システムも確立しており、本の傷み具合によって適切に廃棄を行っている。また、貸出した図書の汚損や破損等があった場合の措置についても、貞静学園短期大学附属図書館貸し出し規定で定めた通り運営されている。

教育実習・保育実習に際しての学生の自主的な事前学習のために、卒業生の指導計画書、オリエンテーション報告書、実習報告書等も、保管し閲覧できるようになっており、学習資源の保管場所も兼ねている。

また、年2回「図書館だより」を発行し、全学生に配付して読書を推奨するとともに文京区立真砂図書館をはじめとして文京区内図書館と連携し、外部者の利用貸出しも行っている。「図書館だより」には3～4名の教員が寄稿文を寄せ、教員全員で学生の図書館利用を推進を図っている。

体育館は校舎の地下1階と2階を使った施設であり、その面積は283㎡で適切な面積を有しており、授業や学生の課外活動、公開講座等で活用している。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

固定資産管理、消耗品及び貯蔵品管理については、学校法人貞静学園 固定資産および物品管理規程、学校法人貞静学園 調達規程により維持管理を適切に行っている。

物品（消耗品、貯蔵品等）は、上述の諸規定に従って備品等に関する台帳を作成し、常に必要な数を配置し、保管・新規購入を含め、適正に維持管理をしている。

施設設備については、法令を遵守し、専門業者により電気設備点検、給水設備点検、エレベーター設備点検、ガス点検、水道水質検査を実施している。

本学では「貞静学園短期大学危機管理ガイドライン」を定め、教授会、職員会議において全教職員に周知し、各教職員が冊子として所持している。

平成30年度（2018年度）に危機管理ガイドラインの大幅な見直しを行った。ガイドラインにおいて危機管理の対象とする事象を(1)自然災害に関する危機事象、(2)重大事故により、学生及び教職員に多大なる影響を与えるものまたはそのおそれのあるもの、(3)事件により、学生及び教職員に多大なる影響を与えるものまたはそのおそれのあるもの、(4)健康に関する危機事象に分類し、平常時の危機管理、危機予防対策、緊急時の危機対応、危機収束後の対応について詳細に決めている。また、本学は、文京区と「災害時における妊産婦・乳児支援に関する相互協定」を協定し、災害時には「妊産婦・乳児救護所」の機能を有するため、支援活動対応についても危機管理ガイドラインに詳細に記載している。倉庫には、全学生及び教職員の3日分の飲食料を備蓄しており、他に「妊産婦・乳児救護所」用飲食料、新生児用の粉ミルクやオムツ、非常用の分娩セット等を備蓄している。

平成25年度（2013年度）には災害時非常用発電機（自家発電機）を設置し、停電時も災害時避難場所としてロビー、ラウンジ、廊下、家政学実習室、介護実習室、教室、トイレ等が使用できるよう、既存のものに加え、新設照明器具、防災用コンセント等の工事も併せて行った。

危機管理ガイドラインに従って毎年度1回小石川消防署の支援を受け、(2018年度は、平成31年3月7日実施)、学生を含めて避難訓練・消火訓練を中心とした防火・防災訓練を行っている。防火・防災装置の点検も、管理会社に委託して定期的に行っている。

本学では防犯対策のため警備会社に依頼し、警備員が学内を巡回している。その際火災・地震対策、防犯対策上、発見・観取した点を事務部へ報告し、逐次改善を図っている。また、学内各階要所に防犯カメラを13台設置し、事務部内設置モニターにより集中管理している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、コンピュータソリューションを業務とする企業に委託し、ファイヤールールをはじめとするセキュリティ対策を実行している。PC 端末にはそれぞれウィルス対策ソフトをインストールし、セキュリティ上学内ネットワークには外部からの持ち込みPCはアクセスすることができない仕様としている。そのため学生の学習に際しては、OA 教室内PC及び学内貸出用PC(50台)で対応できるようにしている。

省エネルギー・省資源対策、そのほか地球環境保全の配慮については、トイレや廊下等の直接教育・研究に関わらない箇所について照明器具を半数程度に間引いて節電に努めている。学生にも日頃地球環境の観点から節電の重要性を説き、定期的に職員が学内を巡回して照明や空調等のスイッチの切り忘れに対応している。また、学内随所に分別用ごみ箱を設置し、ごみの分別、ペットボトル・缶のリサイクル対応を実施し、消耗品であるコピー用紙もリサイクル用紙を活用し、省エネルギー・省資源対策に取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

昨今の気象状況から、甚大な被害が想定されるようになり、学内備蓄品に関して点検・充実が重要な課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- ・学校法人貞静学園寄附行為
- ・理事長個人調書
- ・学校法人貞静学園規程集

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長奥明子は、本学の前身である貞静学園保育福祉専門学校で長年にわたって教鞭を取り、平成9年（1997年）4月より教頭に就任し、高齢の校長を支え学校法人貞静学園評議員として学園の発展に寄与し、さらに平成11年（1999年）には専攻科介護福祉専攻を新設し、一貫して資質の高い保育者、介護福祉士の養成に尽力してきた。

貞静学園初代理事長が打ち立てた校訓「至誠、和敬、慈愛」を、現代の日本社会が真に必要としている保育者養成のため平成21年（2009年）4月短期大学開学時には建学の精神として引継ぎ、開学と同時に学校法人貞静学園の理事に就任し、2013年（平成25年4月）か

らは理事長として学園の経営に携わり現在に至っている。

理事長は、学長として短期大学の入学式式辞、本学のホームページでの学長挨拶において、学生及び保護者に対して建学の精神である「至誠、和敬、慈愛」の言葉とめざすその言葉の意味について継続して述べている。受験生に対してはオープンキャンパスにおいて、さらに入学が決定した学生には入学前オリエンテーションにおいても建学の精神を語り、入学後は学長朝礼の場で、さらに学生の心に深く浸透するよう2年間の教育の柱を形作っている。理事長は建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与している。

理事長は、短期大学開学時より学長として「これからの社会に貢献できる心豊かな柔軟性のある人材の育成」という教育の理念の下「幼児教育・保育の特殊性・専門性を兼ね備えた柔軟性のある保育者」を養成するために教職員に対して教学方針を徹底し、短期大学の運営にリーダーシップを発揮してきている。さらに理事長に就任した2013年（平成25年）4月からは幼稚園、中学校・高等学校を含めた学園全体の経営にあたり、学園の発展に寄与している。理事長は幼稚園、中学校・高等学校、短期大学からなる学校法人貞静学園に対し、寄附行為第11条に基づいて法人を代表し、同第12条で規定されている通り代表権を持ち、法人の業務を総理している。

理事長は、寄附行為第15条に基づき理事会、並びに寄附行為第18条に基づき評議員会を招集・開催し、適切に法人業務の運営にあたっている。理事長は寄附行為第15条第3項に基づき理事会を招集し、同第7項に基づき議長を務めている。本理事会は寄附行為第3条（目的）により教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校教育を行うことを目的としており、同第4条（設置する学校）に定める法人が設置する学校の全ての活動に対して責任を負っている。

理事会は予算、事業計画等の重要事項の最終決定を行っており、学校法人の最高意思決定機関として運営されている。このため理事会は認証評価に対する役割を果たし、その責任を負っている。なお、本法人においては、理事会における議論を深めるため、理事会に先立ち学校種代表をメンバーとする経営推進委員会を開催している。

また、理事会に先立ち事前に理事・監事に資料を送付している。理事会では審議事項のほか、文部科学省、厚生労働省、日本私立短期大学協会、官公庁から収集した情報を理事・監事で共有し、学校種の現在の教学状況も報告・説明され、理事及び監事は収集した学内外の情報を短期大学及び法人の発展のために用いている。

本学の理事会は、寄附行為第15条第2項に規定されている通り、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は学校法人運営及び短期大学運営に必要な各種規程を整備している。

学校法人貞静学園の理事の選任については、私立学校法の役員の選任の規定に基づき、本法人寄附行為第6条第1項により(1)学校法人貞静学園の設置する貞静学園短期大学の学長及び貞静学園高等学校の校長(2)評議員のうちから評議員会において選任した者2人(3)学識経験者のうち理事会において選任した者3人と規定されており、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>は奥明子理事長についての2024年9月までの現状である。しかし、10月の理事会において理事長に再任されなかった。以下の経緯である。

学校法人貞静学園においては、理事長が法人全体のガバナンスの中枢を担う立場にあり、短期大学の運営に対しても、法人代表としてのリーダーシップが強く求められる。しかし、前理事長である奥明子氏の在任中に、規程及び教育機関におけるガバナンスの原則に照らして、看過できない課題が複数顕在化した。まず、奥氏は貞静学園短期大学の学長職を継続していたが、その過程において、学長選考委員会を開催せず、かつ理事会の正式な承認を経ずに学長職を継続していたという事実が確認されている。これは、同法人の内規に定められた学長任命手続きを逸脱する行為であり、重大なコンプライアンス違反と評価される。さらに、奥氏は定年規程にもとづく年齢上限に達していたにもかかわらず、継続的に学長職にとどまっていた。これに対し、短期大学自己点検運営委員会において、「ガバナンス違反である」として正式に指摘がなされ、これが理事会での検討事項となった結果、責任を明確にする形で、2024年10月の理事会をもって理事長職に再任されなかった。

これら一連の出来事は、理事長としてのリーダーシップの在り方そのものに対して、組織的な透明性と説明責任を欠いていたという深刻な問題を浮き彫りにしている。とりわけ、教育機関として社会的信頼を維持するためには、ガバナンス構造の遵守と適正な任命・退任手続きの遂行は不可欠であり、その責任を担う理事長がこれを怠ったことは、法人運営全体に不信をもたらす要因となりうる。

今後の課題としては、①学長及び理事長の選考・承認プロセスの制度の厳格化、②ガバナンス・コンプライアンスに関する内部研修の実施や指導層の意識改革、③法人規程の再点検と実効性の担保が挙げられる。これにより、理事長が果たすべき統治責任と倫理的リーダーシップの確立が課題となった。

理事長のリーダーシップに関する評価

2024年10月に学校法人貞静学園の理事長に就任した朴木一史理事長（現・貞静学園高等学校・中学校校長）は、就任直後より、学園全体のガバナンス強化と中長期的な経営安定化に向けて、積極的かつ計画的なリーダーシップを発揮している。とりわけ、少子化の進行と社会的要請を見据えた上で、貞静学園短期大学の2026年度以降の学生募集停止という重大な決定を、理事会において適切な手続きを経て実現した。募集停止の決定にあたっては、在学生の修学保障および教職員の雇用と待遇に関する配慮を徹底し、教育の質と学内秩序が損なわれることのないよう体制整備を進めた。これに伴い、短期大学設置基準を引き続き遵守できるよう教職員体制や学内規程を再編し、学生および教職員が不利益を被ることのないよう配慮された運営がなされている。また、就任以降に開催された第10回から第14回までの各理事会では、学園全体にわたるガバナンス・コンプライアンス体制の抜本的見直しを推進し、多岐にわたる規程整備を主導した。特に、リスク管理規程、コンプライアンス推進規程、内部監査規程、監事監査規程、内部公益通報規程、ハラスメント防止規程、文書管理規程、個人情報保護規程等の新設・改定は、法人運営の透明性と健全性

を高めるうえで極めて重要であり、前理事長体制下における規程の不整合やガバナンスの形骸化を是正する取り組みである。また、経営改善計画書の策定や教育情報セキュリティ基本方針の導入も、学園の中長期的な再生に向けた具体的施策として位置付けられる。加えて、2025年度の事業計画および予算の策定、教職員の人事、寄附行為の見直し等についても、適切かつ組織的に審議を進め、教育機関としての信頼回復と経営の持続可能性を確保する体制が構築されつつある。

以上のように、朴木理事長は、就任後わずか数か月で、複雑かつ困難な課題に対して多角的な視点から施策を講じ、学校法人としての機能再構築を主導する強いリーダーシップを発揮している。今後も引き続き、その実行力と構想力をもって、法人の健全な発展と教育の質的向上に寄与することが期待される。

令和6年度（2024年度）は11月以降に5回理事会を5回開催している。

【2024年度理事会審議事項】

2024年度第10回理事会 2024年11月22日（金）15時00分～

審議事項

- (1) 2024年度第9回理事会議事録（案）について
- (2) 2025年度 予算編成基本方針（案）について
- (3) 貞静学園高等学校 授業料等減免規程の新設について
- (4) 貞静学園中学校 授業料等減免規程の一部改定について
- (5) 貞静学園高等学校 特別奨学金規程の改正案について

報告事項

- (1) 短期大学検討部会の状況報告について
- (2) 臨時評議員会の開催について

2024年度第11回理事会 2024年12月19日（金）15時30分～

審議事項

1. 2024年度第10回理事会議事録（案）について
2. 学校法人貞静学園リスク管理規程の新設について
3. 学校法人貞静学園コンプライアンス推進規程の新設について
4. 学校法人貞静学園内部監査規程の新設について
5. 学校法人貞静学園監事監査規程の改定案について
6. 貞静学園高等学校 予算補正について
7. 貞静学園短期大学の今後について

報告事項

2024年度第12回理事会 2024年1月24日（金）15時30分～

審議事項

1. 2024年度第11回理事会議事録（案）について
2. 2024年度第1回補正予算（案）について
3. 学校法人貞静学園内部（公益）通報規程の改定案について
4. 学校法人貞静学園ハラスメント防止規程の改定案について
5. 学校法人貞静学園 貞静学園短期大学在学学生への修学支援に関する規程の新設について

て

6. 短期大学 学生募集停止の公開日程について

報告事項

1. 短期大学 次年度教職員の勤務体制について

2024年度第13回理事会 2024年2月28日（金）15時00分～

審議事項

1. 2024年度第12回理事会議事録（案）について
2. 貞静学園短期大学在学学生への修学支援に関する規程の新設について
3. 学校法人貞静学園文書管理規程の新設について
4. 学校法人貞静学園個人情報の保護に関する規程の改定案について
5. 学校法人貞静学園 経営改善計画書（案）について
6. 貞静学園高等学校 特定資産の繰入について
7. 幼稚園教員の表彰について

報告事項

1. 寄附行為認可申請に関わる文部科学省からの指示について
2. 短期大学 学生募集停止の公開における対応状況について

2024年度第14回理事会 2024年3月21日（金）15時00分～

審議事項

1. 2024年度第13回理事会議事録（案）について
2. 2025年度事業計画書（案）について
3. 2025年度収支予算（案）について
4. 教職員の解職及び採用について
5. 学校法人貞静学園 育児休業規程の改定案について
6. 学校法人貞静学園 介護休業規程の改定案について
7. 学校法人貞静学園 事務組織規程（案）について
8. 学校法人貞静学園 事務分掌規程（案）について
9. 学校法人貞静学園 教育情報セキュリティ基本方針（案）について
10. 学校法人貞静学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程（案）について
11. 短期大学学科長の選任及び中学校・高等学校教頭補佐の選任について
12. 理事選任機関構成員の選任について
13. 2025年度定例会日程（案）について

報告事項

1. 新寄附行為の認可について
2. 役員責任限定契約について

理事長は決算及び事業実績について、毎会計年度終了後の5月に監査法人並びに監事による監査を受け、5月に開催する決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を、評議員会に報告し、その意見を求め、理事会で承認を得ている。令和6年度（2024年度）については、2025年5月22日付で業務及び財産の状況が適切である旨の監査報告が行われ、2025年度5月23日の第3回定時理事会で事業の実績（財産目

録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告) について報告確認され、6月2日の2025年度第2回定時評議員会において諮問されたのち、同日同会議において、評議員および理事に承認された。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- ・ 貞静学園短期大学教授会規程
- ・ 教授会議事録
- ・ 各種委員会事業報告書
- ・ 各種委員会事業計画書
- ・ 学長個人調書
- ・ 貞静学園短期大学開学10年のあゆみ

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ④ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑤ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

奥明子学長は、本学の前身である貞静学園保育福祉専門学校で長年にわたって教鞭をとり、教頭・学校法人貞静学園評議員として学園の発展に寄与し、一貫して資質の高い保育者養成の重要性を発信し続けてきた。しかし学生が卒後、保育者として仕事をしていく上で、実践に重点を置いた専門学校の教育だけでは変化の著しいこれからの社会で活躍して

いくことは難しく、常に研究を重ねて時代のニーズに合った保育・教育に携わっていくための資質・能力の育成が必要であることから、法人は短期大学への移行を実施した。

学長は、平成21年（2009年）4月開学した貞静学園短期大学設置認可申請に向けて、「設置の趣旨」の策定、短期大学開学への組織・施設設備づくり、教職員の確保、学則並びに諸規程の策定、関係省庁との折衝等、短期大学設置に係るすべての事業を陣頭に立って行ってきた。就任後現在に至るまで、貞静学園短期大学学長選考規程に基づき3期にわたって学長職に選出され、「至誠・和敬・慈愛」の建学の精神に基づいて教育研究を推進し、大学運営全般についてリーダーシップを発揮し、本短期大学を代表して全ての業務を統括している。学長は学内業務だけではなく、対外的にも一般社団法人東京都私立短期大学協会会長、日本私立短期大学協会東京支部副会長、一般財団法人短期大学基準協会理事、内閣府男女共同参画推進連携会議議員、日本家庭教育学会副会長、私立短期大学教育振興会副会長、全私学連合短期大学代表、文部科学省大学入試英語4技能評価ワーキンググループ委員等各役職をつとめ、日本の高等教育の在り方、高等教育機関の運営等中心になって取り組んでおり、大学運営に関する深い識見を有している。

学長は教学運営の最高責任者としての権限において、学則第51条（教授会）、および貞静学園短期大学教授会規程に基づいて教授会を毎月開催し、教授会の意見を参考に最終決定を行っている。教授会においては学則第52条により意見を述べる事項として（1）教員の教育研究業績及び教育の質向上に関する事、（2）学習の評価、課程修了の認定、学位の授与に関する事、（3）入学・卒業に関する事、（4）教育課程の編成について、並びに学則第53条による意見を述べる事ができる事項として（1）期末試験及び追・再試験に関する事、（2）休学・退学・留年・転学・復学に関する事、（3）教育上必要な施設、設備に関する事、（4）学生の賞罰に関する事、（5）本学の行事に関する事、（6）自己点検に関する事、（7）その他、学長が必要と認める事項に関する事について審議を行い適切に運営している。

学長は大学運営並びに教学上必要な情報を共有するなど教授会を適切に運営している。本学教授会には教授から助教まで保育学科並びに専攻科介護福祉専攻の専任教員全員が出席している。さらに事務部からは部長（または次長）が必ず出席しているため、短期大学全体の事業計画に基づく運営が、全教職員にすみやかに浸透し共有されている。教授会に対しては、規程に基づいて組織されている、学生委員会、教務委員会、入試委員会、企画運営委員会、附属図書館運営委員会、FD委員会の6つの各種委員会と自己点検・評価運営委員会から提出される審議事項を、「意見を述べる事項」、「意見を述べる事ができる事項」、「報告事項」として、審議・検討及び報告が行われている。

教授会では、学長のリーダーシップの下、建学の精神に基づき、三つの方針を毎年度検討し、学生の学習成果の獲得実現のためにFD・SD活動をはじめ様々な取り組みを実践し、教職員一丸となって教育活動を行っている。学長は学生に対する懲戒の手続きも学則第27条に定めている。学長自ら自己点検・評価運営委員会委員長、入試委員会委員長として委員会運営に携わり、短期大学の現状理解と課題発掘を行い、改革に努めている。教授会議事録は次回開催時に確認され、全教員に複写配付され共有されている。

学長は、教授会の意見を聴取した上で、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項について決定している。

学長は「至誠・和敬・慈愛」の建学の精神に基づき、各種委員会における教育研究活動を推進し、学生の学習成果の獲得に繋がるよう、PDCAサイクルを用いてデータを収集、分析し、議論を行い、新しい事業計画立案を指導している。

令和6年度（2024年度）教授会は、保育学科教授4名（10月より3名）、准教授3名、専任講師7名、助教1名と事務部より構成され、議事録は講師2名が交替で作成し、次回教授会で確認・承認が行われている。

令和6年度（2024年度）教授会は、以下の通りである。

第1回（2024年4月1日（月）13：30～17：00）

審議事項

意見を述べる事項（学則第53条関係）なし

意見を述べることができる事項（学則第54条関係）

1. 2023年度保育学科1年後期再試験の結果（案）について

2. 2023年度3月期学籍異動（案）について

報告（連絡）事項

3. オープンキャンパス（予定）について（入試広報委員会）

4. 令和6年度入学式次第について（事務部）

5. 令和6年度入学式係分担（確認）について（学生委員会）

6. 2024年度4月1日（月）～6日（土）保育学科1年・2年の予定について

7. 2024年度教員研究日・出勤時間等について

8. 2024年度平日実施・前期公開講座

第2回（2024年4月22日（月）15：00～16：30）

審議事項

意見を述べる事項（学則第53条関係）なし

意見を述べることができる事項（学則第54条関係）

1. 各種委員会の2024年度事業計画（案）について

学生委員会、教務委員会、入試広報委員会、附属図書館運営委員会、FD委員会、自己点検・評価運営委員会：第1項第7号

2. 2024年度学生募集における確認事項（案）について

（高等教育の修学支援制度）：第1項第7号（入試広報委員会）

3. リカレント教育に向けて・アンケート調査内容（案）について：第1項第7号（学生委員会）

4. パン販売（案）について：第1項第1号（学生委員会）

5. 2024年度教職員オリエンテーション・教員懇談会の報告（案）について：第1項第7号（FD委員会）

6. 2024年度同窓会役員一覧（案）について

報告（連絡）事項

1. サークル申請について

2. ボランティアについて

3. 2023年度卒業式・2024年度入学式の振り返りについて

4. オープンキャンパス振り返りについて

5. 高校訪問について
6. Jレブリック評価運用について
7. 2023年度後期授業評価アンケートに対するコメント依頼について
8. 基礎カリサーチ報告会日程について
9. 2024年度個人研究費について

第3回（2024年5月27日（月）15：00～16：30）

審議事項

意見を述べる事項（学則第53条関係）なし

意見を述べるができる事項（学則第54条関係） _

1. 学生の公共交通機関遅延による遅刻状況（4月分）（案）について：第1項第7号（教務委員会）
2. 総合型チャレンジ特待 _作文課題（案）について：第1項第7号（入試広報委員会） _
3. 2025年度向け進学説明会（案）について：第1項第7号（入試広報委員会）
4. 卒業時アンケート結果及びHP上への公開（案）について：第1項第7号（FD委員会）
5. 授業評価アンケート教員からのコメント学生へのフィードバック（案）について：第1項第7号（FD委員会） _
6. 2024年度FSD研修会（案）について：第1項第7号（FD委員会）
7. 2024年度公開授業（案）について：第1項第7号（FD委員会）
8. EXPO TEISEI 2024 実行委員（案）について _：第1項第5号（学生委員会）
9. 2024年度〈貞静だより〉執筆依頼と原稿の活かし方（案）について：第1項第7号（附属図書館運営委員会）

報告（連絡）事項

1. オープンキャンパスの振り返りと今後の予定について
2. 貞静高校 _今年度募集活動について
（ミニオープンキャンパス、7月10日模擬授業）（入試広報委員会）
3. 保育の仕事職場体験事業（6月30日：日曜）について（入試広報委員会）
4. 2024年度新入生アンケート集計報告について（入試広報委員会）
5. 2023年度卒業生の就職先訪問について（学生委員会）
6. 2023年度卒業式・2024年度入学式の振り返りについて（学生委員会）
7. ふるさと学舎パン販売について（学生委員会）
8. 図書館新システムOPACについて（附属図書館運営委員会）
9. 【図書館だより】について 新任教員からの推薦図書や保育実習Ⅱに向けて2年生への推薦図書等（附属図書館運営委員会）
10. 退学者の退学願いに添付する資料について（事務部）
11. 2024年度紀要投稿規定について

第4回（2024年6月17日（月）15：00～16：50）

審議事項

意見を述べる事項（学則第53条関係）

1. 卒業要件の見直し（案）について：第1項第1号（教務委員会）

意見を述べるができる事項（学則第54条関係）

1. 学生の公共交通機関遅延による遅刻状況（5月分）（案）について第1項第7号（教務委員会）
 2. 保育実習Ⅰ実習単位不可の学生（案）について：第1項第7号（教務委員会）
 3. 教育実習日数の変更（案）について：第1項第7号（教務委員会）
 4. 公開授業（案）について：第1項第7号（FD委員会）
 5. FSD研修会（案）について：第1項第7号（FD委員会）
 6. 進学説明会（案）について：第1項第7号（入試広報委員会）
 7. 在学生の母校訪問（案）について：第1項第7号（入試広報委員会）
 8. EXPO TEISEI2024に向けて（案）について：第1項第5号（学生委員会）
- 報告（連絡）事項

1. 卒業時に取得できる資格「准学校心理士」について（教務委員会）
2. オープンキャンパス振り返りと今後の予定について（入試広報委員会）
3. 来年度へ向けた制作業者の検討について（入試広報委員会）
4. 2024年度公開講座について（入試広報委員会）
5. 令和7年度大学入学者選抜実施要項について（入試広報委員会）
6. 2024年度前期授業評価アンケートの実施について（FD委員会）
7. 文京区の保育士・児童指導として働く魅力ガイダンス説明会について（学生委員会）
8. ふるさと学舎パン販売について（学生委員会）
9. 教員調書」作成のお願いについて（事務局）（学則変更届に添付するため東京都福祉局へ提出）

第5回（2024年7月22日（月）15：00～16：30）

審議事項

意見を述べる事項（学則第53条関係）なし

意見を述べる事ができる事項（学則第54条関係）

1. 学生の公共交通機関遅延による遅刻状況（6月分）（案）について：第1項第7号（教務委員会）
2. 2024年度後期時間割（案）について：第1項第7号（教務委員会）
3. 2025年度授業日程（案）について：第1項第7号（教務委員会）
4. 合理的配慮の必要な学生の教育実習園（案）について：第1項第7号（教務委員会）
5. 2025年度入試分担（案）について：第1項第7号（入試広報委員会）
6. 2024年9月7日（土）貞静学園高校内部進学選考試験、総合選抜試験の分担一覧（案）について：第1項第7号（入試広報委員会）
7. 高等教育の修学支援新制度の代替支援（案）について：第1項第7号（入試広報委員会）
8. 海外留学を希望する入学者への広報と対応（案）について：第1項第7号（入試広報委員会）
9. サークル承認及び助成金分配（案）について：第1項第7号（学生委員会）
10. 2024年度購入希望図書（案）について：第1項第3号（附属図書館運営委員会）

報告（連絡）事項

1. 2024年度体育祭開催日について 9月9日（月）（教務委員会）
2. 今年度募集について（入試広報委員会）

3. 来年度へ向けた制作業業者の検討について（入試広報委員会）
4. 合理的配慮が必要な受験生への対応について（入試広報委員会）
5. 卒業生アンケート調査報告書について（学生委員会）
6. 卒業生就職先アンケート調査報告書について（学生委員会）
7. 大学祭EXPO TEISEI2024学生実行委員会メンバーについて（学生委員会）
8. 2024年8月附属図書館開館時間（予定）について（附属図書館運営委員会）
9. ①私学事業団の2025年度研究支援について（事務部） ②科学研究費助成事業
10. 文京区防災課による妊産婦・乳児救護所開設訓練について（事務部）

第6回（2024年8月26日（月）14：40～16：30）

審議事項

意見を述べる事項（学則第53条関係） なし

意見を述べることができる事項（学則第54条関係）

1. 保育学科1年前期成績会議（案）について：第1項第1号
2. 学生の公共交通機関遅延による遅刻状況（7月分）（案）について：第1項第7号（教務委員会）

第7回（2024年9月30日（月）15：00～16：00）

議題

意見を述べる事項（学則第53条関係） なし

意見を述べることができる事項（学則第54条関係）

1. EXPO TEISEI2024のテーマ（案）について：第1項第5号（学生委員会）

報告（連絡）事項

1. 2024年度公開授業参加状況、参観感想一覧について（FD委員会）
2. 教員の教育面における評価制度（グッドティーチング賞）の周知について（FD委員会）
3. 今年度、今後の募集活動について（入試広報委員会）
4. 公開講座実施報告（入試広報委員会）
5. 2024年度FSD研修会について（SD活動推進委員会）
6. 法人クレジットカードについて（事務部）

第8回（2024年10月21日（月）15：00～17：00）

議題

意見を述べる事項（学則第53条関係） なし

意見を述べることができる事項（学則第54条関係）

1. 保育学科1年前期再試験結果について（案）：第1項第1号（教務委員会）
2. 保育学科2年前期成績について（案）：第1項第1号（教務委員会）
3. 学生の公共交通機関遅延による遅刻状況（9月分）（案）について：第1項第7号（教務委員会）
4. 2025年度授業日程（案）について：第1項第7号（教務委員会）
5. 2025年度入試問題について（案）：第1項第7号（入試広報委員会）
6. 2024年度EXPO TEISEI予算（案）：第1項第7号（学生委員会）
7. 後期FSD研修会の提案（案）：第1項第7号（FD委員会）

報告（連絡）事項

1. 2024年度後期オフィスアワー決定について（教務委員会）
2. 私立大学等経常費補助金 全学的な取組の点検について（自己点検・評価運営委員会）
3. 2024年度、今後の募集活動について（入試広報委員会）
4. 卒業記念品について（学生委員会）
5. 前期授業評価アンケート結果に対する教員コメント（フィードバック）の締切日（10/31）について（FD委員会）

第9回（2024年11月18日（月）15：00～17：30）

議題

意見を述べる事項（学則第53条関係） なし

意見を述べるができる事項（学則第54条関係）

1. 学生の公共交通機関遅延による遅刻状況について（10月分）（案）：教務委員会
2. 2025年度授業日程（案）について：教務委員会
3. 2025年度入学前教育：入試広報委員会
4. 貞静だよりについて：図書館運営委員会

報告（連絡）事項

1. 2024年度 EXPO TEISEIについて：学生委員会
 - ・ 貞静幼稚園への告知【11月15日（金）】
 - ・ 大学祭日程・イルミネーション _ ・模擬店試食会（家政学室）
 - ・ 備品の借用、移動
 - ・ KUMON出店
 - ・ 全教職員打ち合わせ
2. 広報強化（学外情報、地域の団体・店舗との連携）：入試広報委員会
3. 公開講座：入試広報委員会【口頭】
4. 購入希望図書：図書館運営委員会
5. 設備等の諸連絡：事務部

第10回（2024年12月23日（月）15：00～17：30）

議題

意見を述べる事項（学則第53条関係） なし

意見を述べるができる事項（学則第54条関係）

1. 2024年度卒業記念品について：学生委員会
2. 2024年度卒業式・2025年度入学式について：学生委員会
3. 来年度、基礎力リサーチの実施について：FD委員会
4. 今後の広報等について：入試広報委員会
5. 学生の公共交通機関遅延による遅刻状況について（11月分）（案）：教務委員会
6. 2025年度授業日程（案）について：教務委員会
7. 実習評価票の評価項目変更（案）について：教務委員会

報告（連絡）事項

1. 卒業時アンケートの質問項目と実施日について：FD委員会
2. 設備等の諸連絡：事務部（短大開錠時刻の変更、年末工事等の日程）

第11回（2024年1月20日（月）15：00～17：30）

議題

意見を述べる事項（学則第53条関係） なし

意見を述べるができる事項（学則第54条関係）

1. 2025 年度入学式 宣誓候補者案について：入試広報委員会
 2. 今年度内の入試、広報活動について（案）：入試広報委員会
 3. 卒業記念品について（案）：学生委員会
 4. 卒業式・入学式について（案）：学生委員会
 5. 2025 年度大学行事予定（案）について：事務部
 6. 学生の公共交通機関遅延による遅刻状況について（12 月分）（案）：教務委員会
 7. 次年度購読雑誌について：附属図書館運営委員会
- 報告（連絡）事項

1. 後期 FD 研修会報告：FD 委員会
 2. 後期授業評価アンケート依頼文：FD 委員会
 3. グッドティーチング賞（自己推薦）について：FD 委員会
 4. 就職率について：学生委員会
 5. 大学祭の振り返り及び収支報告について：学生委員会
 5. 2024 年度ゼミナール発表会について：教務委員
- 第 12 回（2024 年 2 月 17 日（月）15：00～17：30）

議題

意見を述べる事項（学則第 53 条関係）なし

意見を述べるができる事項（学則第 54 条関係）

1. 共通の評価ルーブリックの作成（案）について：FD 委員会
2. 学生の公共交通機関遅延による遅刻状況について（1 月分）（案）：教務委員会
3. 2025 年度時間割案について：教務委員会
4. 実習規約の改定案について：教務委員会
5. 2025 年度キャリア教育内容と日程について：教務委員会

報告（連絡）事項

1. 2024 年度卒業式 係分担表：学生委員会
2. 2024 年度就職率・進学率：学生委員会
3. 2024 年度就職先訪問 報告：学生委員会
4. 2024 年度サークル収支報告書：学生委員会
5. 2025 年度公開講座について：入試広報委員会
6. 紀要のホームページ公開と紀要投稿要領の改訂について
7. 2025 年度学長、学科長推薦について：学長選考審査委員会
8. 説明会について：事務部

第 13 回（2024 年 3 月 6 日（月）13：00～14：30）

議題

意見を述べる事項（学則第 53 条関係）

1. 2024 年度 2 年卒業判定（案）、1 年進級判定（案）について
2. 卒業要件について（教務委員会）

意見を述べることができる事項（学則第 54 条関係）

1. 2024 年度学生の公共交通機関遅延による遅刻状況（2 月分）（案）について（教務委員会）
2. 2025 年度時間割（案）について（教務委員会）

3. 2024 年度卒業式次第（案）について（事務部）

報告（連絡）事項

1. 私立大学等経常費補助金について（事務部）
2. 2024 年度卒業予定者進路決定状況について（学生委員会）
3. 次年度公開講座について（入試広報委員会）
4. 2025 年度短大職員体制について（事務部）

第 14 回（2024 年 3 月 17 日（月）15：45～17：00）

議題

意見を述べる事項（学則第 53 条関係）なし

意見を述べるができる事項（学則第 54 条関係）

1. 各種委員会の 2024 年度事業報告（案）について
（学生委員会、教務委員会、入試広報委員会、FD委員会、附属図書館運営委員会、自己点検・評価運営委員会）
2. 教員懇談会予定（案）について（FD委員会）
3. グッドティーチング賞推薦者について（FD委員会）
4. 聞く話す書くのルーブリック案について（FD委員会）
5. 入学式について（学生委員会）
6. 2025 年度時間割（案）について（教務委員会）
7. 蔵書の除籍案について（附属図書館運営委員会）

報告（連絡）事項

1. 次年度広報活動等について（入試広報委員会）
2. 次年度事務部体制について（事務部）
3. 次年度の教職員の委員会・担任・担当等、所属について
4. 同窓会に関する進捗状況について

学長は開学以来、授業科目「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」を担当し、学生の授業取り組み状況も把握している。学長は、一貫して「これからの社会に貢献できる心豊かな柔軟性のある人材の育成」に専心し、心の教育を重視する教育をめざしている。専門知識の教授に留まらず、入学式や卒業式の式辞では建学の精神と本学の教育理念について講話し、本学保育学科学生の 5 回の教育・保育実習事前事後には、学生の挨拶並びに学長講話が行われ、「相手の立場にたったものの見方・考え方ができる人間教育」を実践している。さらに、平成 30 年度（2018 年度）は原則、1 年生毎週 1 回、2 年生隔週 1 回、学長朝礼が行われ、社会人としての自覚やルール、建学の精神に基づいた保育者としての心構え等を講話してきた。

また、文部科学省の提唱するグローバル人材の育成の方針に対し、これからの社会に活躍する子どもの保育・幼児教育に携わる保育者にとって、グローバルな視野と諸外国の保育現場での学びが重要であると考え、海外幼児教育短期留学への道筋を開拓した。オーストラリア、ブリスベンにあるクイーンズランド大学 ICTE と協定を結び、貞静学園短期大学保育学科学生に特化した授業内容を組み、学生を夏季休業中に 2 週間派遣することとした。2019 年度からは夏季短期留学を単位化して選択科目「海外幼児教育短期留学」とすることとし、

科目担当として自らオーストラリアへの留学指導を行っている。学生の留学支援のために、本学独自の資金支援制度を設け、さらに本取り組みを単位化する等、学生支援機構等の審査も通過する行事に育て、金銭的なハードルを大きく下げ、できるだけ多くの学生が参加できるようにしていることも特徴の一つである。さらに学長は「アジア諸国の保育・幼児教育の状況について学習する機会を学生に」との考えから、大韓民国の諸大学を視察し、釜山市にある東洲大学校と協定を結び、教職員を派遣して幼稚園・保育所見学、授業参加、学生懇談会開催等、国際交流に努めている。

学長は、核家族化等により子育て環境が厳しい保護者への支援についても保育学科単科短期大学として社会貢献をすべきであるという強力なリーダーシップの下、文京区が実施している「文京区子育てサポーター認定制度」の「子育て支援員基本研修」部分を文京区との協定事業として実施している（秋冬の2回開催）。「子育て支援員基本研修」では本学専任教員が2日間授業を担当し、文京区在住の保護者の子育てをサポートする人材育成に尽力している。

学長は社会的に大きな問題となっている保育者不足解消には高校時からの職業意識の醸成が重要であると考え、東京都福祉人材センターの委託を受けて、高校生対象に夏季休暇中に実施される「保育の仕事職場体験」のオリエンテーションを実施している。2018年度（平成30年度）には100名を越える高校生の参加を得て、生涯の仕事を視野に保育者をめざす動機付けに貢献することができた。

学長は、現代の大学に求められている「学生の社会貢献」についても、積極的に支援し、「心の教育」の実践を主導している。東京都障害者スポーツ大会への学生ボランティア派遣は大学を挙げてのボランティア活動となっている。文京区大塚警察署と協定した災害時ボランティア（学生を地域の保育所、児童館へ派遣する）、保育学科1年生全員参加の夏季保育ボランティア、公開講座保育室保育ボランティア、茗荷谷ハロウィンイベントボランティア、保育所・施設から依頼される各種ボランティア、オレンジリボン活動、サークル単位（バルーンサークル・よさこい等）での依頼行事へのボランティア、教員による児童館出張講座や文京区アカデミア講座での教員補助ボランティア等、様々な機会に学生がボランティア体験を積み重ね、免許・資格取得のみの学習ではなく、幅広い視野を持ち、社会に真に必要とされる人になることをめざすための人間教育の機会となっている。

本学開学後初めてとなった前回の認証評価（第三者評価）を経て、学長が委員長である自己点検・評価運営委員会にALOを配置し、自己点検・評価運営委員会での審議の下、各委員会にPDCAサイクルによる学生の学習成果の検討を指示し、教職員全員が対話の下に問題点を共有している。各委員会でもPDCAサイクルに従って事業計画の立案・実施につなげるという一連のサイクルが、学長のリーダーシップの下、学内で円滑に進められるようになった。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

貞静学園短期大学においては、近年の顕著な少子化傾向と大学進学希望者の地域的・全国的な減少により、入学者の確保が年々困難となる状況が続いており、これに対応するため、教育内容の充実化や学生支援体制の強化と並行して、組織運営の見直しと学内規程の厳格な運用が喫緊の課題とされていたが、そのような中で、当時学長職にあった奥明子氏による

職務継続の在り方について、法人運営上看過できない複数の問題が浮上するに至った。第一に、奥氏は本学の定年規程に基づき、既に学長職の定年年齢を超えていたにもかかわらず、理事会による正式な任用更新手続きや規程に基づく承認を経ることなく学長職を継続しており、この点に関しては、2024年7月に開催された自己点検・運営委員会の席上で、学内規程違反として明確に指摘された。また第二に、本学では学長選任の際、学内選出による「学長選考委員会」が設置され、当該委員会の審議と推薦を経たうえで、法人理事会において最終決定がなされるという制度設計が定められているが、奥氏の再任に際してはこの選考委員会が開催されず、手続き上の根拠なく任期が延長されていたことが明らかとなり、この点についても重大なガバナンス違反として同委員会により明確に指摘され、学校法人貞静学園法人本部へ報告された。奥明子氏は、これらの重大な規程違反と学生募集の失策の責任を取り、2024年9月末をもって学長職を辞任された。

後任学長については、2024年10月に新たに学長選考委員会を設置のうえ、学内教職員による選考を経て、法人理事会において正式に任命される形で2024年11月に別府浩実教授が選出され、以後は規程に準じたガバナンス体制のもと、学内運営の透明性確保と継続的改善が進められている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

2024年11月に学長に就任した別府浩実氏は、教学運営の最高責任者として、短期大学の運営全般において強いリーダーシップを発揮している。特に、2026年度からの学生募集停止という重大な局面において、教授会や自己点検運営委員会、理事会等の関係機関と連携を図りながら、在学生の学びの保障を最優先に据えた意思決定を主導してきた。

学長は、教授会の意見を参酌しながら、学長の権限と責任において最終的な判断を行っており、教育研究活動の継続に向けた組織運営を進めている。具体的には、2024年12月の教授会および理事会において、学生募集停止の方針とその公表時期について協議し、全教職員への説明会を通して方針の共有と理解の促進に努めた。また、建学の精神に則り、保育・福祉教育の社会的意義を確認しつつ、学生の教育環境を整える努力を継続している。

学長は、学則に基づく学生の懲戒手続（退学・停学・訓告）についても、制度的整備を怠らず、必要な場合には規程に沿った適正な対応を行っている。また、教授会を教育の審議機関として適切に運営しており、入学・卒業・課程修了・学位授与といった重要事項については、教授会の意見を聴取したうえで決定している。教授会の議事録は整備・保管され、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）についての認識も委員間で共有されている。加えて、教授会の下に教育課程編成委員会、FD委員会、自己点検評価委員会などの教育上の委員会を設置し、規程に基づいて適切に運営している。2025年3月時点では、短期大学募集停止に向けた円滑な移行と学生の不利益回避を主眼とした委員会活動が強化されており、これらの委員会は、教育の質保証や履修支援策の検討を行う実質的な機能を担っている。このように、別府学長は、短期大学の教育と運営の両面から責任ある対応を行い、組織全体を統率しながら、学生・教職員・外部関係者の信頼を確保するために、不断の努力を続けた。そして2025年3月をもって別府浩実学長は退任した。

次期学長は貞静学園短期大学学長選考委員会によって推薦を受け、2月理事会において承認された桑原寧章教授の就任が決定しており、2025年度の業務の継続のための引き継ぎを行なっている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- ・学校法人貞静学園寄附行為 ・情報公開（本学ホームページ）
- ・理事会議事録 ・評議員会議事録

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は、学校法人貞静学園寄附行為に基づき、「この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任」しており、2名（定数2）がその任に当たっている。

本学校法人の監事の職務は学校法人貞静学園寄附行為により以下の通り定められており、監事2名は規定通り業務を遂行している。また、文部科学大臣に報告すべき本法人の「業

（監事の職務）

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号または第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員の招集を請求すること
- (6) この法人の業務または財産の状況について理事会に出席して意見を述べること。

務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実」の事例は無い。併せてそれに伴う評議員の招集を請求することの事例も無い。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2の現状＞

評議員会は、理事長の諮問機関として学校法人貞静学園寄附行為に基づき、学校法人貞静学園の理事7名に対し規定どおり2倍を超える15人の評議員を持って組織されている。15人の評議員は短期大学学長、貞静学園高等学校校長、貞静幼稚園園長、理事会から推薦された者のうち評議員会において選任された者2名、法人の設置する学校を卒業した25歳以上の者2名、学識経験者のうちから、理事会において選任した者8名で構成されている。理事長は、以下の諮問事項について予め評議員会の意見を聞かなければならないことになっている。

- (1) 予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

令和6年度（2024年度）評議員会は5月、10月、12月、1月、3月に開かれている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3の現状＞

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表し、私立学校法の規定に基づき、財務情報を本学ウェブサイトにおいて情報公開している。2024年度(令和6年度)に関し、以下を本学ホームページに公開している。

- ・2024年度学校法人貞静学園事業報告書
- ・2024年度学校法人貞静学園資金収支計算書
- ・2024年度学校法人貞静学園活動区分資金収支計算書
- ・2024年度学校法人貞静学園事業活動収支計算書
- ・2024年度学校法人貞静学園事業活動収入・事業活動支出における各科目の比率
- ・2024年3月31日現在貸借対照表
- ・2024年3月31日現在財産目録
- ・財務分析表（事業活動収支計算書）
- ・平成30年度監査報告書
- ・2024年度事業計画書
- ・貞静学園第Ⅲ期経営戦略基本計画
- ・グローバル教育・社会貢献・官民連携
- ・2024年度実施卒業生アンケート、短大生調査（短期大学基準協会）
- ・授業評価アンケート、授業アンケート経年比較表
- ・公的研究費の不正防止への取り組みに関する方針等の公表について

更に学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報を短期大学教育研究活動等の項目をホームページに掲載した。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること

- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

2024 年度における貞静学園短期大学のガバナンスに関する重大な課題として、学校法人貞静学園における前理事長・学長である奥明子氏の体制下における意思決定手続きの不適正が明らかとなった。奥氏は、理事長と学長を兼務していたが、定年年齢に達した後も、学長選考委員会を開催せず、また理事会の承認を経ることなく学長職を継続していた。これは本学が定める「学長選任規程」および法人の「定年規程」に違反する行為であり、学内の自己点検・評価体制を担う「自己点検・評価運営委員会」においても、法人のガバナンス不全として明確に指摘された。さらに、学長選考手続きの未実施、理事会への報告・承認の不在、役員としての適正な職務執行義務の履行懈怠など、ガバナンス上の瑕疵が複合的に確認された。これにより、ガバナンス構造の透明性・説明責任が著しく損なわれていたと評価される。このような状況を受け、奥氏は 2024 年 9 月に学長を辞任し、さらに同年 10 月の理事会において理事長としても再任されず、職を退いた。この一連の事案は、学校法人におけるガバナンス機能の根幹を揺るがすものであり、教育機関としての公共性と法令遵守（コンプライアンス）への信頼を損なう深刻な問題であった。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

このようなガバナンスの機能不全に対し、2024 年 10 月に理事長に就任した朴木一史氏（現貞静学園高等学校・中学校 校長）と、同年 11 月に新たに学長に就任した別府浩実氏により、ガバナンス体制の立て直しが速やかに行われた。

朴木理事長は、着任直後から、理事会および監事との連携を強化し、役員会議における協議と意思決定のプロセスを透明化するとともに、法令および学内規程に則った運営の徹底を図った。また、学長選考に関する手続きを再確認し、適正な文書管理と手続き履行を徹底したことで、再発防止策が構築された。

一方、別府学長は、教学運営の最高責任者として、教授会および教学組織の機能強化に取り組み、ガバナンスの中核としての学長職の在り方を明確に示した。教学に関する重要事項を教授会で適切に審議・決定する体制を整備し、意思決定のプロセスを記録・可視化し共有できるようにすることで、教職員間の信頼と説明責任の確保に努めた。

さらに、両氏の連携のもとで、2026 年度以降の学生募集停止の決定に際しては、理事会における正式な議決を経た上で、学生および教職員の学びと雇用の保障に最大限配慮した対応がとられた。この過程においても、法人と短期大学との間での機関分担と責任体制を明確にし、教育の質保証と組織の健全性を両立させた運営がなされた。これらの取り組みにより、本学のガバナンスは、本来あるべき統治体制と説明責任の原則に則ったものへと改善され

た。これは、法人と短期大学の双方における責任あるリーダーシップと組織的対応による成果であり、将来的な持続可能性の基盤として評価できる事項である。